

## 産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年11月6日（木曜日）  
開会 午前10時00分  
閉会 午後 3時34分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長 加藤 保 博	副委員長 太田 善 介
	委員 大月 真 一	委員 溝手 宣 昌
	委員 三宅 啓 介	委員 深見 宏
	委員 津神 謙太郎	
(欠 席)	なし	
(その他出席者)	なし	

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原 純	同次長	日笠 哲 宏
同主幹	関藤 克城	同主幹	岩佐 知美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島 邦夫	政策監	難波 敏文	二里 輝哉
総合政策部長	入野 史也	政策調整課長	林岡 真知	里川 郁昇
総務部長	内田 和弘	財政課長	岡中 赤大	山木田 昇
産業部長	西川 茂行	農林課長	中西 田代	赤木 里樹
農林課主幹	村上 敏行	観光プロジェクト課長	赤田 真也	田中 駿
建設部長	平田 壮太郎	建設部参与	大谷 高	大谷 駿
都市計画課長	平田 中彦			
環境水道部長	西村 佳子	上水道課長	野田 竜	治
上水道課主幹	但野 泰利	下水道課長	谷高 琢	美樹
下水道課主幹	岡崎 一	環境課長		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

（1）ため池の運用について

報告事項

（1）そうじやのお米支援補助金について

（2）国民宿舎サンロード吉備路改修工事の工程等について

（3）都市計画マスター・プランの見直しについて

（4）水道料金・下水道使用料等の改定について

（5）工業用水の切り替えについて

（6）第3次総社市環境基本計画等の策定について

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

## 開会 午前10時0分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項(1)ため池の運用についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 それでは、調査事項(1)ため池の運用について御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。

まず、総社市が管理しておりますため池ですが、総数は355箇所となっております。このうち、決壊時に浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがある防災重点ため池が210箇所となっております。先ほど総社市が管理していると申し上げましたが、草刈りや水利の活用等の日常の維持管理や運用につきましては、それぞれのため池について水利組合等があり、受益者等地域の皆様により行っていただいている状況であります。

続いて、水利を活用される方がいなくなったため池につきましては、日常の維持管理ができなくなり防災上も危険であることから、受益者全員の同意等が図れるものにつきましては廃止等を行つておるところでございます。令和3年から令和5年度に合計4池の廃止を実施しており、現在予定しておりますものが5箇所、現在地域の皆様と協議を行つておるところでございます。

2ページ目をお開きください。

廃止整備のイメージ写真を掲載させていただいております。一般的なものとしては、池の堤防を開き、水をためず、水路に接続して水を流していくというものが多くなっております。下の図は原地区の池になりますが、埋立てにより整備を行つたものになります。

続きまして、3ページを御覧ください。

現在のため池に関する要望の状況でございます。イノシシやヌートリアの被害による堤防の修理やしゅんせつの要望、安全面から手すりの設置の要望が多くなっております。堤防の改良やしゅんせつにつきましては、要望としては上がっておりますが、費用や工期などの理由により地元調整に時間がかかるもの等が多くなっております状況でございます。要望いただいた案件につきましては、緊急度や要望の順番、事業規模、地元調整等を検討、工夫しながら実施しておりますが、現状では全て解消することができないという状況でございます。なお、整備内容の代表的なものについて事業の前後の写真を参考におつけしておりますので、御覧いただければと思います。

説明のほうは以上となります。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、お伺いいたしますけれども、このため池なんですけれども、ため池の修理とか、それから改修、更新というものは、やはり農業のかんがい施設というふうな側面もあるので、受益者負担としての10%の地元負担はやはり必要になるということなんでしょうか、お伺いいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員の御質問にお答えさせていただきます。

修理、改修といいましても様々なものがございますが、基本的に機能を維持するという状態のものでありますと分担金は不要で、機能アップであるとかそういう改良していくというものについては分担金が必要、平たく言うとそういった形で事業をお願いしておるところでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ため池の管理なんですけども、やはり今年とか非常に高温の状況が続いて、渴水の状況が一部夏場にはあったというふうなことがありまして、ため池の維持管理というのは大変必要だと思いますけれども、その辺の改良とかそういったことに相当する工事というのは結構な大きな金額が要るというふうなことになりますと地元の負担も大きいということで、その辺の部分の負担率の見直しというのがこの先見直しができるものなのかどうか、この辺のところだけ不勉強なんで教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 分担金の負担についてなんですかけれども、こちらにつきまして議員の皆様方からも様々な意見をいただいておるところでございます。ただ、現状といたしましてはまずは改良工事ということになりますと基本規模が大きいものが結構出てまいりますので、そういった場合について有利な補助であるとか、そういったものを県とも相談しながら活用できるものは活用して地域の負担を減らしていくというような形でさせていただきたいというふうには考えておるところです。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。ありがとうございます。いろいろとそういうふうな県とか国とかそういったところの補助金が使えるというようなことを前広に、また地域のほうにもお知らせいただきながらそういうふうな改善ができればというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 防災重点ため池って今ここに210箇所という数字が出てますけれど、この210箇所、数年前に二百十三、四箇所ぐらいの数字だったと僕は聞きおいておるんですけど、これ調査研究するのに210箇所、あと210箇所を今後防災の観点とか地域がどのように感じているかどうかとかというような話の調査研究というのはどこまで今進んでますか。数が210箇所なんで、僕が聞い

どるのは年間三、四箇所ができるかどうかというぐらいの話は聞いてるんですけど、それを質問いたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 防災重点ため池の御質問をいただきましたが、こちらにつきましては現在指定しておるもののが210箇所ということで、ハザードマップ、予算も同意いただきながら今進めてさせていただいておるところでございます。令和6年度までの実績で申し上げますと、210箇所のうち今138箇所がハザードマップの策定が終わっておるところということでございまして、今年度当初では31箇所を予定して順次ハザードマップを策定していくところで取組をさせていただいておるところでございます。この策定に当たりましては、地域の方の御心配の部分とかもあろうと思いますので、そういった方々、地域の方も参画いただきながら策定を進めておるという状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 今、百三十何箇所かと言われましたけれど、これは地域の方とも意見交換をしながらその話が、百三十何箇所かというのは進んでるという認識でよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 地域の土木担当員であるとか、そういった方の御意見も伺いながら進めておるという状況でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 お尋ねします。

ため池の廃止のことが書いてありました。廃止をした後の活用がどのようにになっているかというのを参考程度に教えていただけますか。事例をお示しいただけますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、廃止後どうしていくかということを地域とも御相談させていただいた上で、例えば埋立てとかを行いますと当然地元の管理、草刈り等が必要になってまいります。そういったところで地域として管理をしていただけること、また新たな使途が地元として決まっていくということでございましたら、そういったときには払下げ等も検討していくというようなことで考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 教えてください。

払下げした後というのは、こういうところというのはどういう例えれば活用が想定できるんですか。例えば家を建てるとかということは難しいんだろうと思うんですけど、どういうイメージがあるのか、農地にまた戻すとかという話なのか、どんな感じのかなと。教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 その後の活用といいますとやはり地域の方がそこの地域をどうしたいかというところもございまして、様々な活用の方法は考えられるかと思いますけれども、実際にため池を廃止して分譲地になっているようなところも市内にはございますし、一般的に考えられるのは例えば地域の公園として活用していくとか、そういったことが考えられるかなというふうに思っておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。いずれにしても払下げをしないままであれば、総社市が常に管理はしていくというような考え方でよろしいですよね。例えば草が生えてきたら草刈りをするのも総社市ですと。地域の自由枠交付金なんかがあるので、そういうので対応するのだろうとは思うんですが、基本的には総社市がやはりもう全部管理をするというような考え方でよろしいんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 管理につきましては基本的には地元で引き続き管理をしていただくということでお話はさせていただいておるところでございます。当然、これ埋め立てると平地の管理ということになりますし、そうでなく堤を開いて水を流していくということであればその水路の管理ということになりますので、そういったところで御相談をしておるというところでございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 1個教えてください。

ため池の話でいうと草刈りの問題とかいろいろ出てくると思うんですけども、地域に管理を任せているんですけども、例えば地区でもうできなくなってしまうパターンで、利用者も少なくなっているパターンとかというところがあると思って、人口が少なくて農業従事者も少ない状態のため池の扱いとかというのは今後どうされていく感じでしょうか。これは結局もう潰して農業従事者の方には別の用水の話をしていくのか、それともそれでもなお市が維持管理していくのか、その辺はどういうふうにされていくでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 やはり地域で管理できる方が少なくなっていく、農業者が減っていくというところは非常に大きな問題、課題があるかなというふうに感じておるところでございますが、現状で申し上げますと、ため池の草刈りとかにつきましては地域づくり自由枠交付金の中で算定をさせていただいておりまして、そういったところ、また人口が少ないところについてはそこを支援するような制度の中で地域で取組をしていただくというところでお願いをさせていただいておるところ

でございます。

今後、本当に農業をする人もいなくなつて維持ができないということであれば、当然受益者がいなくなるということであれば、そのため池の意義といいますか、そういったところもなくなつてきますので、そういった場合には災害等のリスクも勘案しながらそこを廃止していくのか、それとも違う用途で使うのかというところを地元と御相談しながら進めていくという形になろうかと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 今までに質問のあったことと重複はするところがあるんですが、いろいろ聞かせていただきたいのが、基本的に受益者の同意が得られて廃止をしますよといったときに、農業用ため池ではありますが、当然天水がそこに集まってきて水がそこへ蓄えられるということになるんですが、廃止をした際にはそれまでそこに集まっていた天水が下流域に流れていくということになるんだと思うんです。そうした場合に、その下流域は本当に大量の水が大雨が降ったときに行かないんですか。そういったことの水量の計算とかはして、その下にある水路の流水面積というか体積というか、そういったものがちゃんと計算されていて廃止しているんですか。それともそういうことは一切考えておらず、地元が要望して廃止したんだから、その後大雨が降って少々災害が起きても、それは知らんよというスタンスなんですか、その辺を教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 ため池がなくなったときに流れる水がどうかというところかなというふうに思っておりますが、基本的にため池があった場合についても、そこに雨が降りますとその余水だけを超えて出るものが通常流れていくという形になろうかと思います。その部分につきましては、実際廃止する際にはその水路の規模であるとかどこへ接続するかということは考えながら廃止の事業を行っておるというところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、ただ現状はそうですけど、要は取水期が終わって池って当然水が減るわけですよね。減っている状態で冬を越して、春から夏にかけての梅雨どきで大体満水になっていくわけですけど、それ以降、要はたまっている状態からはプラスはそうでしょうけど、そもそも春先とか梅雨どきに大量に降っても、要は水位が下がってるから大丈夫なんだと私は思ってるんです。そりやそうでない年もあります、もちろん。年によって違うんですけど、でも多くは秋、稻刈りの済む直前ぐらいまでは水が田んぼに要るわけで、池の水位はどんどんどんどん下がっていく。だから夏前の梅雨に耐えられるというふうに私は感じているんですが、それも含めて大丈夫。繰り返

しになりますけど、それだけの水が下流域に流れても問題は生じない、生じそうであればその水路の改良等は市が行ってくれているということでいいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 溝手委員のおっしゃるとおりで、基本的に防災上の観点といいますか、ため池は雨季にある程度水を蓄えて減災をするというような機能もございますので、確かにおっしゃられるとおりかなというふうに思っております。実際に廃止する場合については、やはりそういう地域の防災面での活用というため池の意義もございますので、防災の水源であるとか洪水の機能調整とかを含めて、そこをクリアした上で事業を実施していくということではやらせていただいておるところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、水路の管理とかもしてくださってるということなんですね。水量の計算もして、その水量に耐えれる水路に改良はしてくれるということなんですね。

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 溝手委員の御質問の件でございますが、やはり下流にそういう影響がないように、流量とかについては支障がない形で事業を実施していくということに、これまでも県等の事業ではさせていただいておるところでございますし、今後につきましてもそういう防災の観点は非常に大事だと思いますので、そういうところも注意しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、なので、下流の水路についても必要があれば総社市でしていただけるということでいいんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 廃止に伴う水路等につきましては、必要がある場所についてはそういう形でさせていただくということになります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

もう一点、廃止に伴ってもう一点質問させていただくんですが、それこそ今総社市内ほぼ全域、ほぼと言いますけど、ほぼ全域に上水道が張り巡らされているので、消火栓は当然あるんだと思うんですが、ため池っていざ林野火災が起きたときとかに当然消防水利になると思うんです。そういう

ったところの池がなくなって消防水利がなくなったときには、大丈夫なだけの水量が確保できるのかなど。もともとそれこそ渴水に今年みたいになって池に水がなかつたら消防水利としての役目も果たさないわけですけれど、今まで消防水利としてここら辺の山火事に行つたらこここの池を使えばいいよねというのがなくなるわけなので、そういったことについての検討も当然地元としては理解をした上で廃止をするという話が上がってきてているのでしょうか。または地元にその話が、感覚がなかつたら、農林課として廃止するのは構わないですけれど消防水利のことも考えたほうがいいですとか、そういったアドバイスはされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 地元との協議の中では、やはり防災面のことであるとか、地域としてどのようにしていくかとか、農業の本当に利活用として大丈夫か、そういったあたりはお話はさせていただいた上で調整を図つておるというところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。農林課長が消防分団長ですので、そういったあたりにはちゃんと意識が行くほうかと思いますが、そういった観点もぜひ地元の方にもちゃんと伝えていきながら、廃止って多分大きなことになりますので、環境が大きく変わるということになりますので、そういった観点も忘れないように協議を地元としっかりとしていただきたいというふうに思います。

続けて質問なんですが、改良というか修繕というかで、私の地元でも手すりをつけてくださいとか、斜樋をどうにか直してほしいんだとか、サイフォンをつけていただきたいとか、いろいろそういうのはあるんですが、この今の所管事務調査で聞くのが正しいかどうかちょっと微妙なところなんですが、この後に報告で出てくる都市計画マスターPLANを見ると、そもそもここをこれから開発するのであれば田んぼがなくなるんじゃないのと、ということはため池が要らなくなるじゃないのとか、そういうことは関連してくるんだと思うんです、今後の計画に。農業従事者がどんどん減っているんだからというのが大前提でお話をされてますが、今回の米の高騰というものもあって、やはり農業、米の生産というのは見直されてる部分もあるんだというふうに思いますし、そもそも田んぼ自体も遊水地という役目を果たしているんだと思うんですが、総社市としてもう米農家はどんどん減っていくんだから田んぼは潰せばいいという感覚があるのかどうか。ないというふうにお答えになると思いますし、都市計画マスターPLANとの話になってしまふので、この場でどれだけお答えがいただけるかどうか分かりませんが、そういったことも地元にちゃんとお話をした上で、例えば修繕であつたり改良の要望があつたときに、今後ここは開発する予定があるところだから、今からこの池を改修しても何年か後にはこの水が要らなくなるんじゃないですかというところまで踏み込んでちゃんとお話をされているのかどうか。何年か後に、要はその池の受益者がほぼなくなるのであれば、そこに多額のお金を使って修繕とか改良するのは無駄になると思うんです。そういったことはちゃんと考えて連動して計画を立てているのか、地元にもお話をしているのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 まさに委員のおっしゃるとおりで、今後の見通しを立てた上の投資ということかなというふうに思っております。その辺につきましては、この要望自体は地域の土木担当員とか地域のお話の中で上がってきていますので、その内容についての聞き取りというか要望を受けた際にそういうお話は当然させていただきますし、事業を実施する上ではどういうスケジュールでどうする、またその地域がどうなるというところについてはお話をさせていただいた上で事業を進めるということにはなっております。

ただ、多分大規模な開発とかそういったことがあったときというところを御心配をされてるのかなというふうに思いますけれども、大規模な開発につきましては、その地域においてそもそも水利をどうしていくかとかという同意の中で開発が進んでいくというところでございますので、当然その地域としてもどういう状況にあるか、その上の要望ということになろうかと思いますので、その辺も含めてお話ししながら進めさせていただいておるというところです。

あと、農地を本当に今後守っていくのかどうかというお話ありましたけれども、そこにつきましてはやはり今後集約化が進んでいくであろうところ、大規模に農地を維持していく必要があるというところにつきましては、様々な御意見ありますけれども、農振農用地等の指定において守っていくということで考えさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ですから、協議をする上で土木担当員は、この辺に総社市としてこういった企業を誘致をしようとしているんだということは当然お伝えになって話をしているということでいいんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 地域の土木担当員は、その段階で開発とがあるということであれば、当然地域の同意の中でそのことは御存じであろうかと思います。その上でのお話という形になろうかと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今のお話は開発行為の申請が出たらということのお話ですか。だから、今後の都市計画マスターplanに係ってくるんでどこまで聞けるんか分からないですけど、今後まだ今全然申請も何もされていないけど、ここら辺にこういうものを誘致しようとよんですよということを都市計画マスターplanで示すわけですよね。だから、そういったことはちゃんともう既に土木担当員さんは理解をされているんですか、地域の方は理解されているんですか。説明会があったように記憶はしていないんですけど、今後されるのかもしれません、そういうことも含めないと、水路を改良するにしろ池を廃止するにしろ何をするにしろ、今後が分からぬのに先にそこにお金をかけて無駄だったねということは避けなければならないし、当然地元の意向というものを聞

かないといけないと思うんです。農業用水ですけれど、農業用水と言いながら合併処理浄化槽からのいわゆる生活排水もそこに流させていただいているわけなので、農業用水路と言いながら生活排水路もあるわけです。なので、先ほどの水の流れが変わったり水の量が変わったりということも生活にも影響してくるんじやないかと、災害面だけ考えなくってもほかの日常生活でも関わってくるんじやないかという思いがあるわけですが、そういった長期的な計画というものを本当に地元の方にお示しをされていますか。されていなかつたら、土木担当員が何ば判断するといつても、今後が見通せないのにどうやって判断すればいいというふうにおっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 どこまで長期的なイメージを持って取り組むかというところでございますが、それこそここでお話しするのもあれかもしれません、都市計画マスタープランで示されてどのエリアをどうしていくというところについて、そこが本当にどのタイミングで開発されていくかというところは現状では正直把握し切れないとこはございます。なので、どちらかといいますと我々であったり土木担当員で知り得るところというのはやはりその地域の開発をどうするかという動きがあったタイミングということになろうかと思いますが、とはいえた委員がおっしゃられる中・長期的な視点での整備ということはおっしゃられるとおりかなとも思いますので、そのあたり含めて今後検討のほうをさせていただければというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。要は同じ産業部内であっても横の連携がいまいちだったのかなというところが感じられたような気がするんですが、そこをしっかりとしていただきたいといけないですよね、しっかりと。行き当たりばったりの政策では地元も困ります。それを総社市が示していただけるのであれば早め早めに。地元の意向もちゃんと確認していただきかななければならないことになるので、今の発言が若干ため池のことからは外れて都市計画マスタープランになってる気がしますが、ため池の整備についてもそういうことが重要になってくるので、横の連携を密に取って、地元の意見聴取、現在の耕作者であったり地主であったり、地主と小作といらっしゃるわけですけれど、そういった関係性で将来像を抱いているはずなので、もう確かに田んぼの処理に困っている方もいらっしゃれば、どんどんまだ耕作面積を増やしていきたいと考えてらっしゃる方もいるわけで、そういったことも含めて、ただため池だからため池だけをしていればいいんじゃないよということが私は最終的には言いたいわけですが、そういった横の連携、将来を見据えた政策、あと対策というものを切にお願いするところでございます。よろしくお願ひいたします。一応御答弁お願ひいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もうおっしゃるとおり役所内の連携というところは非常に大事かなというふ

うに思っておりますので、そういったところもしっかりと心がけながら進めさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 すみません、ため池の管理に関して特殊な事例なんかもりませんけども、私の地元のほうで今ソーラーパネルをため池の上に浮かべようみたいな話が出てきますけれども、これの責任をどこが取るなんかみたいな話で地元がもめてまして、ため池の管理は市管轄であり、ソーラーパネルを設置するかどうかというのは地元に振られているという状況なんですけども、ここで結局地元が判断して、例えばソーラーパネルで何かしら不具合云々かんぬんあった場合、市としてどういうふうな絡みが出てくるのか、ため池の絡みとしてどういうふうな見解が聞けるのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そこの地元と業者のお話、業者がどういうふうに考えて今お話をされているのかというところが、すみません、詳しくこちらのほうには入っておりませんので、そのあたりまた改めて教えていただくか、そういった中で今後どういった対応を図っていくかというのは考えさせていただきたいというふうに思います。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 結局管理は総社市がされている、実際に設置するかどうかは地元の判断で、市は関知しないよという感じで私のほうでは受け止めてるんですけども、そうなった場合、設置する許可みたいなのは当然市にあると思うんですけども、その辺を地元に丸投げして大丈夫なのかというところが私の中で不安でありますて、その辺もお話として市が入っていただけるのか、もう完全に地元で判断して地元でやれよという話になるのかだけ教えてもらっていいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 所有者は市でございますので、場所にもよりますけれども、おっしゃられるところは多分総社市の所有ということになりますので、それを丸投げで業者に好きにしていいよということには当然ならないかなというふうに思っております。他市の例とかもいろいろありますので、そういったところを参考にしながら、検討して安全が確保されるとか、あと地元の御理解、あと受益者の賛同等、そういったものが当然整備していく上では大前提となつてまいりますので、そのあたり話を進めながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 結局話合いの中で勝手に市がうかがい知れない状態で進んでいくのがちょっと怖いなと思ってまして、その辺もフォローアップしていただいて、地元と話合いをしていただきたいなどというところの要望でもありますて、今後どうしていかれるか、ほかの事例を見ながらアドバイ

スなりをしていただければなと思いますんで、よろしくお願ひします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御心配いただいてるところは分かりましたので、今後またお話を伺いしながら、できる対応はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 自由討議はしないということで。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項の1、そうじやのお米支援補助金について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 では、そうじやのお米支援補助金について御報告のほうをさせていただきます。

そうじやのお米支援補助金についてを御覧ください。

こちらは、令和6年産米と令和7年産米について、ふるさと納税返礼米に係る収支を年度に分けてお示しをさせていただいているものになります。赤枠で囲んだ部分が予算上の会計年度となっております。また、上段はそれぞれの年産米をそれぞれの会計年度に応じて、そうじや地食べ公社がふるさと納税米を発送するためにJAからの米の買取り費用、精米代、送料等について要した費用の合計、下段が総社市がふるさと納税の調達費用としてお支払いしている調達費30%と事務経費5%の金額並びにそうじや地食べ公社の調達費用に対する不足部分をそうじや地食べ公社赤字分として表示しております。

令和6年度は令和6年産米を11月から翌年3月末までの間に8,063.74俵発送しており、米価の急激な高騰により調達等に要した費用が約2億6,600万円、対しまして市からの収入、ふるさと納税推進課からの支払い額になりますが、こちらが約1億7,000万円となり、差額の約9,600万円が公社の赤字となり、運営が立ち行かなくなることから、既存の制度であった補助金を活用して充当していたということになります。

市としては、そうじやのお米支援補助金を米作りをはじめとしたそうじや地食べ公社の様々な活動に対する支援として支出をしてまいりましたが、ふるさと納税寄附額の調達費30%ルールを超えていると判断され、ふるさと納税事業が指定取消を受けることとなっているという状況でございま

す。

続きまして、令和7年度は令和6年産米の4月から11月発送分があり、そうじや地食べ公社の支出が約9,800万円、市からの収入が約6,300万円となり、差額の約3,500万円の赤字が見込まれる状況です。9月30日付で総務省より総社市のふるさと納税事業が指定取消を受けることとなりましたが、令和6年産米につきましては指定取消前に全ての発注が完了している状況でございました。また、令和7年9月29日までに予約を受け付けている寄附までは有効であることから、令和7年産米については寄附を受け、寄附者の皆様に発送することができます。しかしながら、現在未発送である令和7年産米については指定取消を受け止め、ふるさと納税事業に赤字が発生したとしても市からの補助金は充当しない方向で考えているところでございます。

なお、そうじや地食べ公社の運営部分につきましては、そうじや地食べ公社を存続し引き続き地域農業や学校給食など地産地消事業を含め活動を支援していくため、補助金の使途を明らかにした上で制度の改善を図りながら運営を補助できる形を考えていきたいと思っておるところでございます。

令和7年産米につきましてもさらなる価格高騰となっていることから、寄附金額を上げていたにもかかわらず赤字が発生することが見込まれております。記載のそうじや地食べ公社費用の金額は現在想定される最大値で積算を行っており、現在公社において価格交渉や調整等が行われているところでございます。

なお、令和7年産米の損益については、発送時期により令和7年度から令和8年度にかけ影響が及んでまいります。昨年来の米不足や米価高騰を受け数多くの寄附を集めておりましたが、そうじや地食べ公社にとりまして大きな負債となっているという状況でございます。

次のページになりますが、また先日そうじや地食べ公社の理事会、評議員会が開催されまして、代表理事の変更が行われました。これまで片岡市長が代表理事を務めておりましたが、元JA代表理事組合長でそうじや地食べ公社の評議員を務められてこられました山本清志さんが新たな代表理事に就任にされておられます。さらに、同理事、評議員会におきまして今後の取組について話し合いがなされ、3月下旬の理事会を目指して税理士や中小企業診断士など専門家による経営改善計画の策定、事業の点検、整理、見直し、運営体制、資金繰りの検討等を行っていくとのことでしたので、御報告をさせていただきます。

市としましても、今後のそうじや地食べ公社の経営改善に関する取組につきましてはサポートしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、お伺いいたします。

そうじや地食べ公社の経営改善についての計画の話も伺いましたけれども、来年4月よりすぐに改善活動に入るというような、そういうふうな考え方でよろしいんでしょうか。それとも、まだその辺の具体的な計画なり改善案がまとまりがまだできない見通しで来年度に突入するのか、この辺の部分をお考えをお知らせいただけたらと思います。要は4月からすぐに改善活動に入るというふうなんであれば、もうかなりのスピード感を持ってこれに対応する必要があると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか、すみません。

○加藤保博委員長 そうじや地食べ公社のことですが、お答えできますか。できる範囲で。

農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、早めの改善計画の策定ということでは、そうじや地食べ公社のほうも思われてるというふうなお話も伺っておりますが、新しい代表理事含め、そのあたり意見交換しながら、その中で伺っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。そうじや地食べ公社に対しての経営内容の事細かい指導なり運用はなかなか市としても難しいかもしれませんけれども、こういう状況ではございますので、そうじや地食べ公社の存続というふうなところがございますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 ありがとうございます。そうじや地食べ公社の存続に本当関わってくることであろうかと思いますので、市としてもできるサポートはさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 そうじや地食べ公社のことだから聞けない言えない、その辺が意味がよく分からないんですが、そもそもものすごく基本的なことというか、私が今さら聞くのは恥ずかしいかもしれません、このふるさと納税の返礼米についてそうじや地食べ公社が何を担てるんですか。結局発送はどこがしてるんですか。お米を調達といいますけど、そうじや地食べ公社の人がどこに行って、例えば農家から買っているのかとか、どんな仕事をしてるんですか。買い集めたお米をどこで何kgずつに分けたり袋に梱包したり発送したりというのはそうじや地食べ公社の業務なんでしょうけど、何をしてるんですか。その内容がきちんと把握できているから、こういうことで赤字になったからというて補助金が出されるようになっていくんだと思うんですが、かなり質問の内容が、分かってるんですよ、この農林課という課から外れていって部分があるのは分かってるんですが、あえてお聞かせいただきたいんですが、そうじや地食べ公社が何をやってるんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじや地食べ公社が何を担っているかというところでございますけれども、ふるさと納税米につきましてはそうじや地食べ公社が発送するためのお米の調達、JAから購入をして、それを精米して袋詰めをして寄附者のところへ発送していくというような一連の作業をそうじや地食べ公社でしていただいているところでございます。ただ、個々にそうじや地食べ公社の職員が実際に袋詰めをすることではなく、そのあたりについては委託契約等する中で、数が多いので、そういった中で発送できるようなことをしていただいているというところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、あまりにものりを外れとったら委員長止めてください。

なので、要はそうじや地食べ公社を介さないとふるさと納税って成り立たなかつたんですか。お米の調達であつたりとか梱包であつたり発送であつたりというのをそうじや地食べ公社が、要は総社市としてだからこれは担当課はふるさと納税推進課なんですけど、そこがそうじや地食べ公社に発注かけて、そうじや地食べ公社が結局またどこかに委託するんでしょ。だからそうじや地食べ公社が要るのかなと思って、そもそもこの業務に関して。ふるさと納税に関してもこの委員会じゃないのは分かってるんですけど、でもそうじや地食べ公社に農林課として指導、経営改善とか出してきてるということは、本当にそうじや地食べ公社にお願いしなければならない仕事だったかどうかというのを判断しなければならないんだと思うんですけど、そういった観点でお伺いするんですが、そうじや地食べ公社に出さなければならぬ業務だったのかがお答えできればお答えいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 溝手委員の御質問、ふるさと納税側のお話も入るかもしれません、一応米以外にもそうじや地食べ公社を通じてというのは、ふるさと納税でフルーツとかやっているところでございまして、お米を中心とした事業をそうじや地食べ公社も進めているところでございますので、そういったところで市とよく連携してふるさと納税のほうの事業にも関わっているという形になります。

今まで御質問いただいた、JAじや駄目なのかとかという御質問もいただきましたが、今はそういう市の判断でふるさと納税はそうじや地食べ公社を通じてやっていたところということでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、本当のりを超てるような話に御答弁をいただきましてありがとうございますなんですが、結局今2年間停止とはいえ2年後、もう約1年10箇月後ぐらいになるんですか、2年後にはまたふるさと納税が復活するわけで、その間も当然総社のお米農家の支援をす

る、お米に限らずいろんな農家の支援をするのがこのそうじや地食べ公社のお仕事なんだろうというふうには認識をするんですが、そこにだから農林課として関わることなんだと思うんですが、なのでそうじや地食べ公社が今現在従業員が何人でこの業務に当たっていらっしゃるのか、それで本当にそうじや地食べ公社にその事業を委託することが正しいという判断を、ここを機に今後もしていくのかどうか、経営の改善ということをここにうたわっていますので、ここに関わっていくということですよね。なので、本当に今まで市がそうじや地食べ公社に出していた業務が正しかったのかどうかの判断をしなければならないと思うんで、なのでそうじや地食べ公社の内情をちゃんと把握して我々にもお伝えいただかなければ、今後もしそこに補助金を出すということが予算案で上がってくるのであれば、その判断を的確にしなければならないので、なのでお伺いしてゐるんですが、そうじや地食べ公社の現状、従業員が実際何人で何の業務をしているのか、極端に言えば朝何時に出勤して何時に退社してとかということまで本来は把握をしておくべきなんだろうというふうに思うので、その辺お答えいただければと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 改善をどうしていくか、その上で現状を把握しつかりした上で予算を組んでいくようにというようなお話だったかと思いますが、そうじや地食べ公社の現状でいいますと正規職員が2名、そのほか臨時職員とかアルバイトで繁忙期等を対応しているような状況でございます。そうじや地食べ公社が行っている事業につきましては、農地の利用集積でありますとか地産地消事業、これは特産品の販売であるとか学校給食で総社産の野菜を活用するであるとか、あとはスーパーで野菜を販売する、また生産物販売ではお米やセロリ、トウモロコシの生産、また地域の特産品であったセロリの復活、さらに発展していくとか、あと農作業の受委託等を行っているというのが主な事業内容ということになっております。その中で、やはり改善するためにはその状況を細かく把握して、採算が合うもの合わないもの、意義があるもの、そうでない役割も終えたものとか、そういった整理が必要かというふうに我々としても考えておりますし、そうじや地食べ公社のほうでもそのあたりをしっかりと、やはり専門家の御意見も入れながら今回改善していきたいというふうな形でのお話でございましたので、そういったところで意見交換しながらしっかりとやらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。ということで、今後総社市の農業を支援していくに当たり、結局そうじや地食べ公社にお願いをするのか、農林課が主導していくのか、そこが明確に。総社市が計画を立てたものを結局そうじや地食べ公社にお願いをしていくというスタンスは変わらない。従業員2名のところにお願いをしていくということでよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 あくまでその改善計画、そうじや地食べ公社の経営につきましては、そうじ

や地食べ公社の中でしっかりとどういう計画を立てていくかということをやっていただきて、将来的には自立できるような組織を目指していくということになろうかと思います。その上で市としては様々な農業の課題がございますので、そういったところを解決したりする上で連携を図りながら、総社市がそうじや地食べ公社を運営するという形ではなく、お願いできるところは連携をして一緒に取り組んでいく、そういった形での運用になろうかと考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、度々どうしても一つのこの報告事項から外れる部分が出てきてしまつて申し訳ないとは思うんですが、なので結局また都市計画マスターplanが出てくるんだと思うんです。農地を今後減らしていくんであれば、当然そうじや地食べ公社の関わり方も変わってくるんだろうし、総社市として農業にしても一くくりで農業といつても先ほど例で挙げられたように様々な作物があるわけですから、どれに力を入れるんですよとかどういった方針なんですよというて、それも示されないので、上辺ではと言うたら申し訳ないんですけど、支援はするんだ支援はするんだということなんだと思うんです。もうちょっと総社市としてどうするんだということが明確なビジョンがないと、このそうじや地食べ公社に業務を委託するにしても何をするにしても、明確な方向性が出ないんだというふうに思うんですが、産業部農林課として今後総社市はこれに力を入れていくんだというのがあるんですかないんですか、それとももうとにかくやってくれよんだからやってくれ、言われたことに対応していくという従来のスタンスなのか、そのあたりを明確にしていただきたいなと思います。担当課長、担当部長で本当にお答えし切れるものかどうか甚だ疑問ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 本当にやはり物事をなしていく上ではそういったビジョンというかそういった考え方というのは非常に大事かなというふうに、おっしゃられるとおりかなというふうに思っております。直接そうじや地食べ公社の取組とは若干外れるかもしれません、総社市としてはどういった形で市内の農業を進めていくかということで一応農業ビジョンというものを定めておりまして、こちらの基本目標としては産業としての農業の発展、地域コミュニティの維持の実現という目標の中で3本の柱として新たな担い手の確保、育成、継続的な土地の維持管理の実現、ブランド力、農業への興味関心の向上というところを柱として、ここで申し上げるとたくさんの数になるのではありますけれども、個々にKPI、目標値を定めて取組をさせていただいているところでございます。その中で、委員おっしゃられたように様々な作目、また地域に応じていろんな農業の形、農業のやり方というか、そういったところもあろうかと思いますが、そういったところを御相談とかしながら目標の達成に向けて取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 これで最後にしようと思うんですが、このお米支援補助金、ここの委員会ではこ

のことになるんですけれど、今回の一連の騒動を受けて総社市民をはじめ総社市外の方からも大変注目をされている、もう正直疑いの目で見られているということは認識されていらっしゃると思うんですが、これがまた長期的にわたってそうじや地食べ公社との関係というものを構築していくのであれば、より明確でクリアな関係性というものが望まれているというふうに思います。我々議員も真相究明についての行動決議をしているわけですから、このことについて疑いが感じられるようなことがあつたら、申し訳ございませんが厳しい質問等が出てくるようにならうかというふうに思います。そういったことも重々御承知の上で今後そうじや地食べ公社との関係性というものを築いていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 報道等も含めていろいろお騒がせをしているところでございますので、そうじや地食べ公社との関係性、今回新理事長という形で新たな出発を切ったわけで、そのあたりも総社市も情報共有、サポートもさせていただきながら良好な関係をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

本日報告事項でありますので、簡潔にお願いいたします。

○深見昌宏委員 分かりました。先ほど来からの質疑、答弁、本当に溝手委員の言つてること、肝の部分は本当によく分かるんですけど、これ報告事項なんで、結局もう一回確認なんです。報告事項の報告というのは何々じやったんですか。この1ページ、2ページ目に書いてあるとおりなんでしょうけれど、そこがぼやけてきてるような気がするんで、1ページ目の報告、2ページ目の報告というのを明らかにしてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 1ページ目につきましてはそうじやのお米支援補助金の現状について御説明をさせていただいたもの、2ページ目につきましては今後のそうじや地食べ公社の経営改善に向けたスキームといいますか、流れにつきましてを御報告させていただいたというものになります。

以上です。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、もうこれで終わりますけれど、今確認したとおりこれは報告事項なんで、今後先ほどのようなことは委員長これから調査研究でもするというような方向で、今日は報告ということで、今の報告で十分分かりましたので、ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 この際、私より申し上げます。

本件は報告事項でありますが、委員の皆様方の質疑の内容をお聞きしますと、調査事項として今

後開催したほうがいいと、そういうふうに考えますので、調査事項として調査を行う、今日するか、また後日改めて日程をということに思うんですが、調査事項として開催するということに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 では、後日日程調整をいたしまして、調査事項として再度開催いたします。

これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時18分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(2)国民宿舎サンロード吉備路改修工事の工程等について当局の報告を願います。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 それでは、報告事項(2)国民宿舎サンロード吉備路改修工事の工程等について御説明申し上げます。

まず、資料の説明に入ります前に、これまでの経過について少し御説明させていただきます。

平成15年の開業以来多くの方に御利用いただいているため、想定よりも老朽化が早く進んだことから、令和5年に施設の劣化状況を調査したところ、施設の劣化抑制や安全確保のための大規模な改修工事が必要なことが判明いたしました。これを受けまして、昨年度その改修工事に伴う実施設計を立てまして、来月からその工事を行おうとするものでございます。

改修工事は、来月から来年5月までの間全館休館いたしまして、建物の内外装改修、浴室の改修、屋上防水改修等の建築工事、また換気設備、給排水設備、給湯等ろ過設備、自動制御機器等の機械設備工事、これらに加えまして施設内の全電灯をLED化するなどの電気工事を行います。

さきの8月定例市議会では、これらの工事請負契約の議案を本会議に上程いたしまして、工事の入札方法や結果、契約金額、受注業者、改修範囲や箇所などをお示しし、御議決いただいたところでございます。その後、9月24日に施工業者と設計事務所らの関係者と工事の詳細をすり合わせる協議を開始いたしました。また、10月21日には指定管理者もその協議に加わるなどいたしまして、昨日までに計4回の協議を重ねたところでございます。

そこで、本日はこの協議で受注業者から提出された現時点での工程や仮囲いについて、また今回の改修後の来年6月の再開を見据えまして入浴料の改定を検討しており、併せて御報告しようとするものでございます。

それでは、資料2の1ページを御覧ください。

こちらの資料は、先ほど触れました施工業者らから示された改修工事の工程を簡略にしたもので

ございまして、契約工期は来月12月1日から来年5月15日までの延べ5.5箇月となりまして、今後多少の変更は出るかもしれません、現時点ではこの工程で進めることになっております。

工事種別の仮設工事から露天風呂改修までが建築工事、電気設備工事と機械設備工事の順に記載しており、工事内容は表の網かけ部分にそれぞれ記載のとおりでございます。

なお、今回の改修後には、さきの委員会でも御案内いたしましたが、長寿命化計画などを策定いたしまして施設の適切な維持管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、2ページの改修工事仮囲い図を御覧ください。

工事期間中は赤色の線でガードフェンスを建物東側の駐車場側と一部西側に設置し、出入口はロータリーの南と北側に2箇所設置予定です。また、芝生広場の西側はトラロープと支柱で囲うこととなり、黄色の線で示しているもともとある壁や段差と合わせて施設をぐるり囲んだエリア内は工事関係者以外の立入りは禁止となります。エリア内の北東部分の現在の駐車場に2階建ての現場工事事務所を構え、その辺りは作業員の駐車場となります。

なお、工事期間中、指定管理者の職員は総社商工会議所の会議室を借りて仮事務所として使用し、休館中の再開後の宿泊受付や準備業務などを行うことといたしております。また、地元農産物を販売しにぎわいを呈しておりますサン直広場ええとこそうじやは、現在建物の南部にございますピロティ一部で開催されておりますが、工事期間中は図の南東にございます大型車駐車場辺りにプレハブを早ければ今月下旬に新設し、工事期間中も営業を続けると伺っております。

次に、3ページの入浴料改訂案でございます。

こちらも資料の説明に入ります前に、若干経過等の御説明をさせていただきます。

まず、国民宿舎サンロード吉備路の宿泊料などの使用料は、令和6年度からの指定管理者の応募の際の収益向上の動機づけなどの理由から令和6年4月に値上げしたところでございます。一方の入浴料は、平成15年の開業以来、消費税の税率変更による改正以外の変更は行っておりません。これは、日帰り入浴者の中には銭湯代わりに利用される市民もおられ、条例の当該施設の設置趣旨の一部にもございますように市民の福祉向上や健康増進を図ることから据置きとしてきたところでございます。しかしながら、昨今周辺の類似施設が入浴料を値上げしている中、結果的に当該施設の入浴料を据え置いたがために他の施設と比べ非常に割安な料金となったため、以前にも増して入浴者が詰めかけることになり、利用者には混雑して御迷惑をおかけしている状況でございます。これらの背景とともに昨今の諸物価の高騰や人件費の上昇などにより収益向上の一助にもなることから、このたびの国民宿舎サンロード吉備路の改修後の来年6月の業務再開をめどに入浴料の値上げを計画しているところでございます。

それでは、資料の表を御覧いただきまして、まず表の中の日帰り入浴の大人につきましては、大人1人1回につき現行より180円値上げした800円としようとするものでございます。これは、岡山県内75施設の平均利用料が807円であることから、この料金に設定してはどうかと考えているところでございます。

次に、1日利用券につきましては近年利用者が少數であり需要が限られていることから、大人、小学生ともに廃止してはと考えております。また、小学生の入浴料はこれまでどおり大人の半額としております。

次に、4歳以上の幼児についての料金設定は新設でございます。これは、県内類似施設に料金設定があること、また本市の宿泊料の料金設定にも幼児設定がございますことから、このたび新設しようとするものでございます。

また、回数券につきましてはこれまでどおり日帰り入浴料金の10倍として8,000円としますが、これは市外の方としまして、総社市民へはインセンティブを持たせるため現行価格の6,200円にできるだけ近づけて7,000円としようとするものでございます。

なお、温泉スタンド料金は他の値上げを踏まえたものでございます。

これによりまして、昨年度ベースで換算いたしますと約2,400万円の增收見込みでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 お伺いいたします。

ここで料金の改訂案が出されて、その改訂案の料金ですと年度の収入見込みが現行よりも2,300万円プラスというふうなことの見通しが出されておりますけれども、これは採算的にいうとコストとそれからプライスの部分でいきますと、これはどういうふうな状況になる見込みなんでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 国民宿舎サンロード吉備路の入浴料のコストというところまでは、こちらのほうで数字は持ち合わせておりませんので、こちらの数字は料金値上げに伴いまして今の収益に加わって約2,400万円増額するということで、コスト比較まではしておりません。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 もう一遍ですけれども、従来の料金価格と今の経営状況からいうと、採算的にはプラスに今なっている状況というふうな理解でよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 コスト部分が分かりませんので、人件費や湯の再加熱に伴う燃料費等がどれぐらいという詳細な計算はしておりませんが、損はしていないと思いますが、ただ先ほど申し上げました近年の物価上昇、燃料費の上昇と電気代の上昇、それから人件費も高くなっています。その部分で利幅が少なかったものが、この改訂料金で値上げすることによってその利幅が増えると想定している次第でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。今いろいろと市が行っているこういうふうな施設での運用、運営が赤字の場合はその部分の市の予算を使用せざるを得んというようなことが今ほかの部分でも問題になっておりますので、その辺の部分、十分な採算の状況を確認しながら運営をしていただきたいと思います。分かりました。ありがとうございました。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ありがとうございます。採算ベースでいうと、指定管理者が変わりまして1年目というのもございますが、改修を除くとプラスということで聞いているところでございますので、また来年度6月からオープンしたらさらにプラスを増せるように、基本的にこの改修によって料金を上げたことによってこれだけプラスになりますんで、マイナスには少なくともならないような形で進めていきたいというふうには考えています。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 半年間国民宿舎サンロード吉備路は出入りが禁止ということで、本体の国民宿舎サンロード吉備路を経営してるところは商工会議所のほうへ移転するような先ほど説明があったと思うんですけど、総社市観光協会は、その説明もあったですか。総社市観光協会そのままということはないわね、どつか移転されるんかどうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 この中の吉備路観光案内センターの部分をほかの観光案内所、総社駅前観光案内所とか国分寺観光案内所と合わせまして総社市観光協会のほうに現在委託しておる形でございまして、総社市観光協会の事務所というよりも総社市観光協会が運営をしている吉備路観光案内センターのほうもこの全館休館に合わせて休業のような形にはなります。ですが、総社駅前観光案内所とか国分寺観光案内所とか、今豪渓観光案内所を一月だけやってるんですけど、そちらの観光案内所のほうは引き続き、休館しても吉備路観光案内センターだけが閉まるだけで、ほかの観光案内所のほうは機能しております。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 報告なんでそんなに突っ込んだ話はあまりしませんけれど、半年間国民宿舎サンロード吉備路が休館するということは、そこにおられる従業員はどの程度そのまま残るんか、半年後にみんなが戻ってこれるんかどうか。これは当局のほうが管理する話ではないかもしれませんけど、そこら辺は話はできるんですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員おっしゃったとおり半年間休むということで、今働いてる

方につきましての休業補償的なもの、またもしくは下電グループの中でのほかの職場への転換とかが考えられるんですが、そちらのほうは鋭意支配人以下個人面接をして、その方向性を今調整中と伺っております。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 これ5月15日に全面的に工事が完了するということなんですけども、営業的にはどの辺からできる、もう5月15日以降じゃないとできないということなんでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 契約工事期間がお示ししている5月15日までではございますが、引渡し後の営業再開に向けての準備期間も捉えまして、現在では6月1日から再開の予定で半年間の全館休業ということで今は進めております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 それはもう完全に決まった計画であり、今後後ろに延びるのか前に延びるのか、そういうことは一応あつたりするんでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 今の予定では6箇月休館で、5.5箇月の工事期間でやる予定にはなっております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 じゃあもうかっちり6月1日というアナウンスで動くということでよろしいですかね。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 はい、その予定で進んでおります。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 もう一個質問ですけども、入浴料金について、これも単発で個々のシンプルな料金体系になったと思うんですけども、これに対してもうちょっとバリュー的なものにつけて、例えば食事と入浴券とか、そういうふうなもうちょっと、ただ単に入浴料だけで稼ぐんではなくて、中で購入したものに対してインセンティブがつくとか、そういうふうな計画とかは、これはもうあれですか、指定管理者の方と話合いになると思うんですけども、何か計画があつたりしますか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 こちらの料金のほうは、宿泊料と合わせまして国民宿舎条例の中で規定されております部分で、料金はこのような形で定額となっております。例えば宴会をするときにお風呂の料金を含めて上乗せしてやるような工夫はできますけど、やれるとしてもそういう形での運用になるかと思います。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今後の運用として、先ほども言わわれましたけど値段を上げる理由として人が集まり過ぎているというところがあったと思うんですけども、今後どういうラインで営業されていく、増やしたいのか減らしたいのか、例えば客単価を上げたいのかというところで見ると市的にはどういうふうに考えておられますか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 現状は先ほど御説明もいたしましたようにキャパを若干オーバーぎみの日帰り入浴と宿泊客の入浴で混雑しておりますので、市民の方には健康増進の意味で使っていただきたいんですが、それ以外の方については利用を幾らか今よりは抑えて、利用される方が混雑のないように気持ちよくお風呂に入れるような形に行けたらいいなという形で、今回の案はそこら辺も踏まえての値段設定にさせていただいてます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 ということは、そこまで来い来いというよりは、皆さん気持ちよく使ってくださいねというふうなラインで営業されていくという形で受け取ってよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 検討もいろいろして何案かつくってみた中で、国民宿舎サンロード吉備路から近くで天然温泉、人工温泉も含めましてサウナがあるような施設でいいますと、平均でいうと900円ぐらいになったりします。市内で類似施設でいうと秦のサントピア岡山総社になるんですが、あちらのほうはうちでいう今回の800円に比べてのところでは1,000円ぐらいになりますので、利用者にはしっかり来ていただきたい反面、あまり安いからといって混雑は避けたいなということで、微妙な設定です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、確認だけさせてください。

この鶴のほうの観光施設というのは、引き続いてこれは利用可能ということでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 失礼しました、説明漏れておりまして、結論からいいますと、きびじつるの里のほうはそのまま営業というか開園したままでございます。入口としましては、図面でいうと第2駐車場のところから道路を渡っていただいて、きびじつるの里を見に来られた見学者の方はこの通路できびじつるの里のほうには行けるようになっておりまして、そのまま全館休館中もきびじつるの里は使えるようにはなっております。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。あと、トイレを使われる方たくさんいるので、今も観光の一番使われるこのトイレも封鎖してしまうということだとは思うんですが、こういうところが使えると大変便利だし、あともう一つはサン直広場ええとこそうじゅをプレハブで南東部分に作るということ

だったんですけど、これ安全には十分配慮していただいて、いわゆる動線が変わってくると思わぬ事故になってしまふことも想定されるので、そこは十分市としても配慮してもらいたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 まず、屋外トイレのほうは南のほうにあるんですが、こちらのほうも便器を換えたりして工事をする関係で、しばらくの間は工事のエリア内ということで御不便を強いられるような形になって申し訳ございません。

それから、先ほど委員言われましたように国民宿舎サンロード吉備路は閉まっています、きびじつるの里は使えます、それからサン直広場ええとこそうじやはやってますというのは、入ってからではちょっと分かりにくいので、国道429号線からの入口付近にそういうことが分かるような掲示物を設置してはどうかと昨日の会議のほうでも協議内容で出てきましたので、そういうふうな対応にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 今の三宅委員の質問に絡むんですが、サン直広場ええとこそうじやのところにプレハブっておっしゃったですかね、を設置する。これはサン直広場ええとこそうじやが設置する、それとも工事をするんで工事をするに伴うから総社市が負担するんじやなしに、サン直広場ええとこそうじやがする。そのことについて、だから今の三宅委員の質問に絡むのが、屋外のトイレがないうから仮設のトイレを設置する、それもサン直広場ええとこそうじやが設置する、それとも総社市が設置する、そのあたりのことを教えてください。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員おっしゃったプレハブのほうは、サン直広場ええとこそうじやが自費で設置されると伺っております。おっしゃるとおりトイレもないで、まだちょっとはつきりは決まっておりませんが、工事現場とかにある持込み式の簡易トイレは設置しようかなというようなお話を伺っておりますが、それはあくまでサン直広場ええとこそうじやを利用される方用のトイレというような形で設置予定と伺っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、きびじつるの里に鶴を見物に来られた方はトイレを使うなど。空いている駐車場で休憩する人がよくいるんですが、そういう人もそのサン直広場ええとこそうじやのトイレについては使うなということになってしまふのかなと。だってサン直広場ええとこそうじやが設置するんであれば、そのくみ取りとかの料金も当然変わってくると思うので、一部でも営業というか使うところがあるんであれば、屋外のトイレぐらいは設置してあげたらいいんじゃないかなというふうな気が私としてはするんですが、その辺の詳細は詰められていないんだというふうに思うんですが、今後その話をするおつもりがあるかどうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 きびじつるの里 자체はもともとトイレがありまして、今回そこは工事区域には入っておりません。図面でいうと至つるの里という入口の辺りにもともと御利用できるトイレがありますので、きびじつるの里へ行かれた方はここも使えますし、できれば帰りにサン直広場ええとこそうじやで買物して用を足していただいても、公衆トイレのほうでやっていただいても、どちらでも構いませんがというところです。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということで、じゃあきびじつるの里を一部営業というか開いてるからといって、トイレを設置する気は総社市としてはないという結論なんですね、サン直広場ええとこそうじやが自分でやれと。

この電気はどっから引っ張ってこられるんですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 これも聞いているお話ですが、サン直広場ええとこそうじやのほうが中国電力のほうとお話をして、国道429号線のほうからですかね、共架をして、御自分で引いて電気を使用されると聞いております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

では、1ページ目に戻るんですが、工程についてです。先ほど太田副委員長でしたっけ、工期についてお尋ねになったときに、副市長のアイコンタクトにより延長することはないということが明確に示されて安心をしたところなんですが、ただ工期の延長はなくっても、工費ですよね、要はそれこそ御説明にもありましたように物価高騰がいつまで続くのか、資材の調達がままならなくなつて、だから要は高い資材を買わなければならなくなつたとか、人夫が足りなくって新たに人を雇うためにお金がかかったとか、そういったときに要は工費が増額されるということがあり得るのかなと思ったんですが、それには柔軟に応じるつもりなんですか、それとも請負契約でもう出しているので、いやもうこの範囲でやってください、追加は認めませんというスタンスで行くのか、そのあたりの方針をお聞かせください。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 溝手委員おっしゃられるようなことも発生することもないとは言えないで、そのときはやっぱりちょっと話し合いになるかなとは思いますが、そういう形になるかと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、言葉尻を捕まえるわけじゃないんですけど、要は増額をする可能性はあって、その増額の要請が請負業者から来た場合にはそれには応じる方針であると、どうにかこの範囲で取めてくださいじやなしに応じる方針であると。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 増額しないとは言い切れないと思います。本当に必要であれば増額も必要だと思うんで、その辺はよく話をして協議した上でという形になるかと思います。状況によるかと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 要は新たにするわけじゃないので、例えば学校給食センターえがおをするときには掘ってみて初めてこういうもんが出てきたからということがあったと思うんですけど、これはそういうことはないので、ある程度分かって人と資材に関して増額が見込まれるというか予想されるといったところなんだと思います。なので、逆に言えば分かりやすいんだと思いますし、事前に分かりやすいんだと思います。掘ってみて工事を進めてみてじゃないんだと思うので、その辺は途中で急に人が足りなくなったとかということがないように、資材の調達に関しては多分業者も難しいんですけど、人に関してはもうあらかじめ業者にできるだけ頑張っていただきて、これも税金がかかる話なので、できるだけ増額じゃない、だからって手抜き工事をしてくださいじゃないんですけど、その辺の調整を担当課として担当部としてしっかり密に取っていただきたいと要望するところでございます。よろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 できるだけそういうことがないようには協議もさせていただきながら、しっかり状況を把握しながら進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、私のほうから一言すみません。来年の5月の中旬に新しくできるわけですが、さっきの地図の中に、図面の中にもないんですが、正面のところの植栽の部分、私常に観光プロジェクト課長等にも口頭では何回も話したことがあるんですが、オープンのときに東北、北陸、石川県だったかな、どつかから見事な、巨額を投じて植えたアカマツが、入口にはシンボル、ランドマークとも言えるような巨大な松があります。その次にずっと6本7本ずっとあったと思うんです。今生き残ってるのは1本です。それからもう8割方枯れて枯れ木になったのも1本残っています。次々枯れていくたびに切り倒して、そのまま放置されてますが、この計画の中に植栽部分は何も記載されていませんが、取りあえず何もその計画すらないのかだけ取りあえずお尋ねします。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 想定されているとおり、現在は新たな植栽の計画はございません。

○加藤保博委員長 ありがとうございます。計画がないと言いましたら、今の枯れた木もきれいにはしないということ、何となく1本だけやっと生きてる松の木があるんです。それを残して、あとは切り株をいっぱい残して、そのままに。東側の玄関ですから、それは建物がきれいになって何も

かもリニューアルして、宿泊施設の風呂もよくしたあれもよくしたこれもよくした、前を見ればさつきはごそごそなってるし、松の木は枯れかけてるわ、切り株はいっぱいあるわ、木もほとんど何も植わってないわ、それはちょっとおかしいかなと思ってまして、私もこの委員会に所属しなかつたら一般質問でもしようかと思ったんですが、一般質問の50分40分を今二、三分に縮めますけど、本当に考えたほうがいいですよ、これは。

松を植えると大変なんです。なぜ松が枯れたかということは、管理者に全部管理を任せたから。1本の松の剪定なんかするのもすごいお金がかかるんです。だんだんだんだんしなくなりますよ、指定管理者は。松は剪定をして風通しをして日当たりをしなかつたら、松は枯れます。だから枯れたらんです。何百万円、何百万円、何百万円の松が、全部。

だから、もう松を植えなさいとは私は言わないので、もう工事の進捗状況もありますけど、そう難しくない。ちょっと古い切り株のところを掘ってもらって、市の木の紅葉の苗木を植えればいいんです。1回きれいにすかっとして、玄関口ですから。入ってこられた人が一番見るところは、皆さんどこへ行ってもそうでしょう、庭を見たり木を見たり水を見たりします。そういうところなので、そこは補正予算を組んででも、冬の3月ぐらいまでに植え替えをしたら紅葉の苗木なんかこんななんでも安いんです。市の木ですからそういうものを植えるとか、ちょっとそこを考えていただきたいという、頭ん中に入れといてください。もう答弁結構ですから。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりもありますが、休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(3)都市計画マスタープランの見直しについて当局の報告を願います。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 都市計画マスタープランの見直しについて御報告いたします。

現行の総社市都市計画マスタープランは、平成28年3月に改定後、同年4月1日から運用しています。都市計画マスタープランは、中・長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けて土地利用の方針、市街地整備や都市施設整備などの方針を定める都市計画に関する総合的かつ体系的な計画です。換言いたしますと、上位計画である総合計画において市全体やふだん暮らしている地域をどのようにしたいかを考え、おおむね10年後のまちの将来像を描き、都市計画マスタープランにおいて都市計画の見地から実現に向けた具体的な方針を定めるというようなものでございま

す。現行計画から改定して10年が経過しようとしており、また本市総合計画についても現在第3次計画の策定に向けて担当部署が調整を行っているところでございまして、この二つの理由から改定を行うものです。

なお、今後総社市都市計画マスタープランをマスタープランと、総社市第3次総合計画を総合計画と呼ぶことにいたしますので、御了承ください。

では、資料5を御覧ください。資料5、1ページでございます。1ページの向かって右側を御覧ください。

総合計画におきまして、将来都市像を『「挑戦 岡山の新都心 総社」～全国屈指の福祉文化先駆都市～』に、基本理念を『日本一市民にやさしいまち総社を創る』に、それから基本目標を記載の五つに変更する見込みでございます。総合計画は都市計画課の所管ではございませんので、簡単な御報告のみとさせていただきます。

同じく1ページの向かって左側を御覧ください。

総合計画の変更に合わせ、マスタープランにおけるまちづくりの目標を『総社市民であることにしてあわせを感じられるまち』に、基本目標を『都市と自然のバランスがとれた持続可能なまち総社』と、『人にやさしく、人が中心のまち総社』と、『社会環境の変化、まちづくりの進化に適応できるまち総社』の、この三つに変更したいと考えております。

まちづくりの目標につきましては、市民が幸せを感じ、長く安心して暮らせるまちを目指すという思いを込めておりまして、総合計画基本理念でいう「やさしさ」を市民のしあわせとして表現をしております。

基本目標の三つにつきましては、まちづくりを取り巻く全国的、広域的な潮流と本市におけるまちづくりの主要課題から導かれた持続可能、人が中心、変化への適応という三つの視点から総合計画の基本目標五つを実現する内容といたしました。基本目標の枠内、それぞれの基本目標の下に掲げている項目は、基本目標を実現するために細分化した施策の分野でございまして、それぞれに方針を定めて実施することで、まちづくりの目標を、ひいては総合計画の基本目標を都市計画及び土地利用の観点から実現しようというものです。これらはそれぞれ総合計画の基本目標に対応しております、その対応する基本目標の番号を右に括弧書きで記載しております。例えば、『都市と自然のバランスがとれた持続可能なまち総社』は、総合計画基本目標の1・2・4を実現するための施策であるということを表しています。このような構成で三つの基本目標とそれぞれ細分化した施策を定めたいと考えています。

これを踏まえ、資料4を御覧ください。

標題としましては、総社市都市計画マスタープラン改定素案【概要版】というものでございます。これは、まちづくりの目標や基本目標など、マスタープランの骨子となる基本的な箇所と分野別のまちづくり方針、地域別構想について本編から抜粋して掲載したものでございます。

なお、本編につきましてはパブリックコメントを実施し、都市計画審議会での御審議を経た後、

いただいた意見を反映させて、体裁も含めて全て整えた上で、委員会にて御報告をさせていただきたいと考えております。

では、資料4、概要版の具体説明に入ります。

まず、標題から構成の説明をいたします。

1ページを御覧ください。

1ページ、都市計画マスタープランの意義説明から始まり、次に総合計画で定める将来都市像と7万500人とする人口展望を、そしてまちづくりの目標と基本目標を1ページで定めまして、それから将来都市構造を定めます。そして、2ページから3ページにかけて分野別のまちづくり方針を定め、4ページから5ページにかけて地域別構想を定めます。ここまでページで定めたあまたの方針を各地域の特性に応じて各地域に落とし込み、まちづくりの目標を、ひいては将来都市像を実現しようというイメージでございます。

この地域別構想は、市内を4地区に分割したそれぞれの地区についてその地区的特性を踏まえた地域づくりの方針を定めるもので、市民アンケートの結果を踏まえております。このアンケート結果は本編のほうで掲載する予定としております。

以上、現行計画と比べ構成に変更はございませんが、土地利用につきましては大きく二つの変更点がございます。

まずは、住宅市街地（新規検討区域）の追加です。これは、国道180号総社・一宮バイパス沿線の区域について市街化区域編入という都市計画事業を実現するための方針で、新規で追加しようとするものです。

資料5の2ページ、土地利用・市街地整備の方針図も併せて御覧ください。

この図面中、泉地区とまちなかの間にオレンジ色の破線、丸で囲った地域がございます。この地域を市街化区域編入候補地として、ただいま実現に向けて進めているところでございます。

次に、工業・流通地検討区域の場所変更です。これは、地域未来投資促進法適用事業の候補地として現行計画記載の場所を変更しようとするものです。土地利用・市街地整備の方針図では、阿曾地区にある二つの青色の破線、丸で囲った場所です。

なお、これらは新たに事業着手が決まっているという意味ではありません。あくまでも担当課のほうから将来的な要望としてこのエリア設定の希望があったため設定しているにすぎませんので、そのような御理解をお願いいたします。

川西地域にも同様に二つの青の破線の丸がございますが、こちらは移動はしておりません。事業の実現を理由にその範囲を狭めようとするものでございます。

このように、マスタープランは個々の事業の実施を決定づけ、あるいはその事業内容を定めるというものではなく、あくまでも土地利用の方針について定めるためのものでございます。マスタープランは今日現在見直しの途中段階にございます。見直し作業の経過の中で必要なタイミングで見直しの方向性など重要な骨子について諮問機関である都市計画審議会にて御審議をいただき、そし

て市議会に御報告をいたしております。

10月29日に開催いたしました都市計画審議会において、これら同じ資料を基に内容について御審議をいただきました。審議会では地域拠点について丸の表示の拡大の御意見やまちづくりの目標と基本目標の関係性に関する御質問をいただきました。まちづくりの目標や分野別のまちづくり方針、地域別構想等の内容に関する御意見、御質問はございませんでした。

なお、今後のスケジュールにつきましては12月にパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいた御意見を整理、検討後、1月に都市計画審議会を開催し、内容を御審議いただきます。そして、その後この産業建設委員会において御報告をさせていただいた後、3月の定例市議会において議決をいただくことを予定しております。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 ただいまのことについて何か質疑はございますか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、ではお尋ねをいたします。

説明をいただいた最後のあたりで、要は今後パブリックコメントを実施するというお話だったんですが、それはパブリックコメントを募集するという話だけですよね。ここで今先ほどの資料5の図も参考にというところで、青い破線で丸をしてあるところとか服部駅のところの開発市街化に編入の候補地であるとかといったところが、この服部駅のところは以前LRT化の話のときにもあつた話ではございますが、これが先ほど担当課から要望があったというふうなお話も聞きましたけど、これは地元で何か話を聞いてますか。

ここに、自分も阿曽で阿曽が思いつ切り出たんで阿曽のことを聞きますけれど、今既に岡山土地倉庫株式会社が開発を進めておって、今までにも、この産業建設委員会は初めてなんでこの委員会では申し上げたことはありませんが、決して阿曽の住民としてあれを歓迎しているものではない。田んぼが後継者が不足、後継者に悩んでおって、それが売れた人にとってみてはいいんでしょうけど、阿曽の地域としては別に歓迎は一切していないんですが、地域未来投資促進法の適用になって説明会があったのは企業が来ることが決まってから、しかもいつ頃から工期が始まりますよとか、こういうものを造りますよって決まってからの説明会はありましたけど、ここにこういったものを誘致する気があるんですよというような説明会などは一度も開かれたことないんですが、そもそもそういう説明会をしたときに担当の職員も来られて一緒に同席されて説明することもあろうかと思うんですが、そういうときにもう決まったものを説明されてわしらどうすりやええんならという声を聞いたことがあると思うんです。

だから、できることが決まってから説明されても、例えばそれから反対しても、もう決まつんじやろうがと、何が説明ならという話になるんで、ここにそういうものを誘致する気があるんだったら、ここにこういった開発をする気があるんだったら、ここをこういうふうに市街地編入する気があるんだったら、こうしようと思ってますということについてどうですかということを地元住

民に対してなぜ説明会を行わないのかということを教えてください。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 事業実施に当たる事前に地元説明会を行わないのかという御質問でございます。まず、都市計画マスタープランにつきましては、土地利用の方針を定めるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、この計画は事業実施を決定づけるものではございませんし、またその事業内容まで触れるものでもございません。土地利用の方針について定めるものでございますので、事業実施とこの都市計画マスタープランというのを分けて御理解をいただきたいと思います。

また、私どものほうでも市街化区域編入を検討しております。この市街化区域編入をするとなつたら、該当の土地、該当の場所を今ある形から別の形へ変えさせていただくというようなことになりますから、その折にはもちろん住民説明会事前にその是非も含めて御説明、それから御了解をいただく必要がございます。そういったまずは大まかなそいつた個別の事業での事業経過の中で事業説明、地元説明会は行う、当然必要であるものとして、まずはこの計画でございます。土地利用の計画として定めるものでございます。何度も申し上げますが、この都市計画マスタープランは事業実施を決定づけるものでもございませんし、またその事業内容を定めるものでもございません。土地利用の方針を定めるものでございますので、それにつきましてはパブリックコメントで広く市民の皆様から御意見を頂戴したいと考えておりますし、また都市計画審議会において御審議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 申し訳ございませんが、私には多少詭弁に聞こえるんですが、土地利用の計画についての事前説明会はないのかと申し上げております。要はそこにそいつたものを指定する、要は今田園地帯で現状農業を営んでいるところに、それが物流拠点にするんだとか工業地帯にするんだとかという土地利用の方針をなぜ地元の人に聞かずに決定するんですかということを申し上げております。そこについてお答えをいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 失礼いたしました。個別に住民説明会を開く予定は、すみません、ございませんでした。アンケートを実施させていただきまして、市内全地区の皆様から広く御意見を頂戴したこと、それからパブリックコメントを実施することで住民説明会に代わるものと理解しております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ですから、アンケートを実施したとかパブリックコメントを募集したとかといった内容の中に、例えればじやあこの総社インターチェンジ近くの阿曾地区に物流拠点を誘致すること

に賛成ですか反対ですかみたいなアンケートなんかは当然取ってませんよね、そんな具体的なことは。あの辺をもう田んぼじゃなしに農業じゃないことをするように土地利用を考えていきたいんですけど、それに賛同されますかどうかというような話じゃなくって、恐らく大枠で総社市としてまだ企業を誘致したほうがいいよねとか農業を振興させたほうがいいよねというようなアンケートのはずなんです。だから、こういったことをその土地利用の方針を決めるに当たって、これら辺の土地をこういう利用の仕方を考えているんですがどうですかということをなぜ地元住民に聞かなかいのかということを尋ねております。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ありがとうございます。事前に住民説明会を、住民の御意見をいただくのは必要不可欠であると私どもも考えております。ただ、都市計画課のほうで住民説明会においてその個別の事業の御意向を伺うということを想定しておりませんで、それはパブリックコメントで都市計画課が行うべき住民意見の聴取方法としてパブリックコメントを用いることとしているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 質問の趣旨と答弁が全くかみ合ってないというふうに思います。真摯な答弁を求めます。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 溝手委員の御質問にお答えします。

申し訳ございませんでした。まず、都市計画マスターplanでございますが、これは長期的な方針で、特定の個人や事業者の権利に直接的な影響を与えるものではないため、都市計画決定のような個別の利害関係者への直接通知の義務はございません。法律で定められております。都市計画マスターplanにおいては、市民全体に対してパブリックコメントなどで広く情報を公開し、意見を聞くことが義務づけられております。個々の利害関係者を選定して個別に周知するというものではございません。説明が足らず申し訳ございませんでした。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 いずれにいたしましても、どちら辺がどう聞いても市民に日本一優しい市役所に思えないんですけど。結局だから地元の住民としてそんな開発望んでませんよという地域でも、そちらで決めてしまうということではないですか。法律でそれが決まってないから、はい、いいんですというて、そりや分かりますよ。でも結局、だからトラブルになるんでしょう。決まってないから説明できません、で、いつの間にかそういった用地に指定されとて、誘致して、水面下で正直企業が用地買収を始めて、用地買収に来たで、うちはもう応じたでみたいな話が地域住民で広がって、ほんでおいいつの間にそんなことになったんなら、いつになったら説明会があるんなら、説明会を求めても詳細が決まってないから説明できるもののがありません、説明会がいざ開かれるときに

はもう決まったことを報告されます。どこが説明会になってますか。地域住民の意見をどこで反映しますか、それで。そこまでして何かしらの企業が用地買収まで済ませた後に、地域住民がそこにそういうのが来てもらうのは反対だと言ったところで、もう土地を売ってしまってるんですよ。

土地の所有者はいろいろですよ。もう本当に先ほど一番最初に申しましたように、後継者がいなからもう田んぼ手放せるんだったらラッキーと思って手放す人もいれば、いやここで実はまだ続けたいけど、周りを全部取り囲まれてしまうんじゃったら、もう自分だけがここを残しとしてもしようがないがと思うて応じる人もいますよ。いろいろです、形とすれば。地域住民は結局どこでその意見を言やいいんですか。何ならあんたらが反対したから、うちの田んぼは売れるはずだったのに売れんなったがなというて。それ補償せえと言われても補償できませんから地域住民として。いつ地域住民の意見を聞くんですか。決定してから聞くようにしか聞こえませんけど先ほどから。なので、いつ聞くんですか、こういうのを聞く気がありますか、事前に聞いていただけませんかということを申し上げております。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 制度的にはパブリックコメントと申し上げましたが、今後本当にできる段階ではできるだけ丁寧に地元の方に御意見を伺って進めていこうと考えております。現段階では、実際にできるかどうかというものは決まっておりません。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、本当にできるかどうか決まってないのは、工場なり何らかの誘致ができるかどうかでしょう。要はここをこういった土地利用の計画に入れるかどうかというのは、だから住民の意見を聞かずに決めようとしてるんでしょう。それをちょっと考え直して言ってるんですけど、考え直さない、もう法律上問題がないから地域住民の思いなんかその段階では聞く気がない。だけど、自分たちは日本一優しい市役所を目指しているということでよろしいですか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 少し休憩を。

○加藤保博委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 24 分

再開 午後 1 時 27 分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

建設部長。

○平田壯太郎建設部長 もう一度整理して御説明いたします。

まず、この都市計画マスタープランの素案につきましては、市の将来像ということで12月の約1箇月間パブリックコメントを実施させていただきます。広く市民の方に意見を聴取し、もしいろいろな反対意見等があれば、改めて審議会にお諮りして修正をしていくということになろうと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 繰り返しになりますが、だから地元住民への説明会はしないということですね。パブリックコメントを広く募集するというだけであって、そのパブリックコメントを広く募集する方法すら今示されてませんけれど、それこそウェブ上で集めるんですかね、広報紙に載つけるんですかね。1件でも反対があつたらちゃんと検討していただけるんですかね。そういうことも不透明なままでです。

なので、現場の実際にそこへ指定しようとしているところの方々の意見をじかに聞くことが大切じゃないんですかと申し上げております。パブリックコメントを募集することを否定しておりませんし、何もこれは絶対やつちやいけないとかそういうことを言っているわけではありません。その指定する範囲にしても、もしかしたら地元の方との話をちゃんと詰めれば、この範囲はしてもいいけど、ここからはこらえてくれみたいな話も出てくるかもしれません。そういうことも何もなしにもうばっさりこの辺というような感じでくくられて、自分たちが望んでいない開発をされるということが起きないように私は懸念をいたしております。

だから、地元住民が望んでない開発されたからというてトラブルになるに決まつるじゃないですか。だから申し上げてるんです。だから法律的にこれで適合だからいいんだとかそういう話ではなく、そこに暮らしている方々の気持ちというものを躊躇しないようにしてくださいねと。住みやすそうだから静かだからとか思って住んでいるのに、その環境を壊されるということで嫌がる人も当然いるわけで、もちろん逆に発展を望む人もいるわけで、やはりそこで皆さんの意見を聞くと、それはいってもみんなで話し合って決めたよねって納得が進んで、その工事を仮にするにしてもスムーズに行くんじゃないでしょうか。住民の協力が得られるんじゃないでしょうか。

今のこの問題とはまた別の話になってしまふかもしれませんけれど、それこそ草刈り一つでも自由枠交付金でお金あげるからあんたらでせられよと言つといて、地元住民ばっかりにそういうことは押しつけといて、市道の草刈りしてくれないじゃないですか、幹線道じゃないと。だけど、こういうことは細かくは聞かない、こっちがこういうふうに計画出すから、ある程度決まってから説明するから、それまで話聞かないよという姿勢では僕は違うと思うので、やはりお互いに当然歩み寄りも必要だと思うし。

なので、地域住民、僕が阿曽だからここの阿曽が出てるから特に思いが強くなっていますけど、こういうことを計画するときには絶対に事前に説明って大切だと思います。なので、パブリックコメントを募集するにしても、このパブリックコメントでちゃんと意見を言つとかないともう市の思うとおりにことが進んでしまいますよぐらい強いメッセージ性を発してほしい。意見を言わないイコール同意したとみなしますよというメッセージをちゃんと地域住民に伝えてほしい。そうでなければ、看過するに決まってます、正直言って。広報紙だって端から端まで事細かに読んでる人が何人いますか。なので、そういうことも含めて、だから地元説明が詳細がないにしても、ここにこう

いう土地利用の方針を当て込んでもいいですか、そのことについて意見を今募集してるんですよ、ここで意見を言わないとこのまま進めますよというぐらいのメッセージは発してほしい。いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 御意見ありがとうございます。パブリックコメントの見せ方、丁寧に伝わるように検討してまいります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 それで、パブリックコメントのことはじやあしっかり検討していただけるということで。実際デジタルに疎い人はパブリックコメントをどうやって送ればいいですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 今日現在で具体な方式、方法等はまだ決まってはおりませんが、ホームページ上で利用して御意見をいただくよう、入力をしていただくようメールの格好で投稿していくだくような方式を考えております。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 補足で御説明させていただきます。デジタルに疎い方については、記入していただく方法とか紙ベースであるとか、そういうことで広く御意見につきましてお聞きするよう広く対応していこうと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 どうしても不安が拭えないんですけど、どのように周知をしますかという問題です。だから、それを知らないと意見できないじゃないですか。何について意見をすればいいですかという話になるじゃないですか。何についての意見をいつまでに求めてます。あなたの居住地域はこういうことをしようと思ってますまでちゃんと伝わらないと、何の意見を言えばいいですか。だから、そういったところが全然寄り添ってないですよね。なので申し上げております。日本一優しい市役所を目指すのであれば、そういったところまで行き届いてほしい。よろしくお願ひします、御答弁。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

広く寄り添えるよう検討してまいります。

(「委員長、ちょっと休憩してもらえませんか」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時45分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

大月委員。

○大月真一委員 先ほどのお話の続きとしてお伺いいたしますけれども、提示いただいております資料の6ページ目です、こちらの中で計画の推進と具現化方策というふうな表題の資料がございまして、私がこの資料を頂いてこれを読みまして受け取った印象というのは、この事業の計画そのものの立案というものが、市民との間では一番上に書いてあります説明会やアンケート、パブリックコメント等への参加・提案というふうに書かれておりましたので、この計画の立案の部分の段階ではもう既に市民に対する説明会が行われてというふうなところで、行政が市民の意見を酌み上げるというふうなことも段階的には入っているのかなと思いました。

それとあと、一番下にも書かれております市民意向の反映というふうなところの中でもアンケート調査や地区・地域別懇談会の実施というふうなところで、ここの部分でもやはり計画をまとめ上げる段階でも要は地域住民、市民からの意見がこの段階でも吸い上げられて、それが計画の中に反映されていくというふうな形でこの資料を読み取りいたしましたけれども、いかがでしょうか。間違いでしまうか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 資料の6ページにつきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、計画の推進と具現化方策ということでございます。都市計画マスタープランが改定後、実際の具体的なメニューについて計画を推進する段階での役割分担を示しております。ですので、個々の具体的な事業を推進するに当たってはこのような形で進めていくというものを示しております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。ただ、重ねてお伺いいたしますけれども、例えば計画が出来上がって、それが総社市としてこれで進めていきましょうという段階を過ぎた後で地元との話でそこがあってその計画のまた一からの見直しが入るといったら、これまたちょっと不合理な進め方になるんではなかろうかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 個々のメニューについてそのような不具合が起きないよう丁寧に説明のほうはさせていただこうと思っております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 私の質問に対してはそういうふうな形で理解いたしましたので、ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、先ほど来私がお尋ねしていることについての御答弁をいただけたらと思

います。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

資料5の2ページの土地利用につきまして、先ほど来パブリックコメントを実施させていただくと申し上げましたが、皆様の御意見をいただきましてなるほどと思うところもありますので、パブリックコメントは実施は実施として、特定の地域に限られている部分もございますので、特に阿曾地区とか、そういうところにつきましては広く意見を聴取しやすいように住民説明会というか意見を聴取する場を設けさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 よろしくお願ひいたします。これが午前中に申し上げていたようにそういうことができるということになると、だからまた池の管理とかにも関わってくる話になろうというところでございます。水の利用が全然量が変わってくるということもあり得るので。なので、このことについては大分前向きなお話をいただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、今度は詳細なことになってしまいますが、道路整備の方針というところがあります、資料4の3ページです、都市施設整備の方針の中の交通体系とか。この辺、公共交通ネットワーク形成の方針とかというはあるんですが、こういったことも今回は大ざっぱな話ですが、これも細かくヒアリングを全部していっていただける、それは全てのことになっていくかと思うんですけど、具体的なことはやはり地元住民との密接な交流というか意見交換が必要かなと思うので、こういうことについてもお願いはしておきたいんですけど、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ありがとうございます。こちらで表現しておりますこの交通ネットワークでございます。幹線道路のことを意図しております、各地区からまちなかへ、あるいはまちなかを過ぎてまたよその岡山市、倉敷市へつながるような幹線道路のネットワークを考えております。幹線道路をネットワークとして、その上で全ての人が利用しやすい交通手段を用意していくというふうな格好で考えております。そういった方針でございます。

じゃあ具体にその方針というのが、このツールとして何を用いるのかというのは、またいろいろ方法としてはバスであったり新生活交通「雪舟くん」であったり新しい交通ツールであったりというのがございましょうと思いますので、またそこは詰めて定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ありがとうございます。やはり幹線道路の話というところで、できれば生活道路に至るまでやっぱり整備していかないと、幹線道路まで出ていくこと自体が難しいという地域も出てきていますので、この道路整備については本当に生活がかかっておりますので、もっともっと踏み込んだ計画、詳細に渡るまで計画をしていただきたいというのが本音でございます。よろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ありがとうございます。私どもも思いは同じでございまして、生活道路に至るまで、日常の不便がなくなるように計画の中で定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりもありますし、約10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時4分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(4)水道料金・下水道使用料等の改定について当局の報告を願います。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、報告事項(4)水道料金・下水道料金等の改定につきまして御説明を申し上げます。

資料No.6を御確認ください。

今回の報告につきましては、先般当委員会で9月5日に開催した所管事務調査で概略はあらかた御報告をさせていただいたところでございます。まず、水道料金等検討委員会を開催して、料金改定の適正化を図りたいというふうなところでございました。本日はその水道料金等検討委員会第1回が開催となりましたので、その内容を概略から、今後第2回を想定している内容について御報告をさせていただこうと思っているところでございます。

まず、第1回目の水道料金等検討委員会におきましては、まず上下水の仕組みを知っていただこうというところから始めさせていただいております。現行の料金体系につきましても、もう長年改定を行っていないということをお伝えしたところでございます。

続きまして、現状と課題というふうな点について、今下水道、上水道がそれぞれ置かれてる状況をしっかりと御説明をし、経理的なものの収入からかかる経費についてをお伝えして、実際のところそこに記載のとおりでございます、上水道につきましては経費が100に対して料金といたしまし

ては97.8%程度しか収入が貢えてないという状況でございます。下水道につきましても同様でございまして、65%程度が収入というふうなことで、実際のところはともに令和6年度決算といたしましては赤字になったということをしっかりと御報告をさせていただいたところでございます。

次に、第2回目を今後予定させていただいているところでございます。来週の月曜日、10日でございますが、その審議の内容といたしましては、まず経営収支の見通しをお示しいたしまして、料金改定の案を提示させていただこうという予定でございます。

まず、共通事項といたしまして、上水道、下水道ともに同じ内容ではございますが、料金算定につきましては今後5箇年を想定した料金算定を積算させていただいているところでございます。基本料金に含まれている基本水量、0トンから20トンでございますが、これについては廃止、若干すみません、分かりにくくて申し訳ありません、説明も悪くて。基本料金の中に20トンまでは幾ら使ってもお金を徴収しない、賦課をかけないというふうな今現行の制度になっております。こちらにつきまして、もう全国的な動きの中から国が示している動きの中で廃止の方向で進めさせていただくという方向でございます。

それと、料金改定の案といたしましては、事務局からは3パターンを提示しようという考え方でございます。料金の改定につきましてでございますが、一応住民の方に一定期間の期間を設けて知つていただく期間というものが必要だということで、来年度早々の改定ではございません。第3期、令和8年9月の納期分から改定を始めさせていただこうと思います。使用料につきましては、そこに記載のとおりでございます。令和8年6月の使用から計算をさせていただくことになりますので、その適用で入ります。あと、共通事項として今後想定される施設の改築から、皆様御存じのとおりの管の更新なんかを想定した上での計画を立てさせていただいたところでございます。

上水道のほうにつきましては、先ほどの1回目の水道料金等検討委員会のときにお伝えいたしました料金の回収率、これを100%プラスそれ以上の回収率で御提案していこうと思っているところでございます。改定案といたしましては20%、25%、30%という3段階の提案でございます。

一方、下水道につきましては、もう明らかなマイナス要因でございます。本来使用料で貢う汚水経費が貢えてないという状況にあります。そこをなるべく回収率を、いきなり100%にはもう到底無理な段階でございますので、段階を追って回収率を上げていこうというふうに思っております。あと、不足部分については、議員の皆様御存じのとおり一般会計からの繰入というのが下水道の流れでございます。こちらにつきましてもなるべく減らしていく方向で思ってるのでございます。下水道の改定案としては、15%、20%、25%という流れでございます。

水道料金等検討委員会につきましては、第1回目につきましてはホームページ上、議事録も含めてアップさせていただいて皆様に周知させていただいているところでございます。それから、第2回目につきましては、事務局の説明を当日いたしますが、そこまでは公開で開かさせていただく予定でございます。あわせて、2回目につきましてもホームページ上で後日アップする予定でございます。

では、次のページを御覧ください。

前回のときには報告をちょっと見送らせていただいた点でございます。このたびの料金改定に合わせまして、農業集落排水施設の使用料につきましても改定を進めさせていただこうと思っております。その内容につきましては、市内全域ではございません。旧総社市において7施設ありますが、場所としては秦、江崎、下原、下林、長良、新本というふうな区域になろうかと思います。こちらの農業集落排水施設、現在人数制という料金体系をもって計算させていただいているところでございます。一律部分の料金にプラス世帯の人数に単価をもって計算するという計算式でございます。この人数制につきましては若干不公平な制度ということを、今回料金改定に合わせてちょっと地元で歩いた結果、そういう御意見が多数ありましたので、こちらにつきましても記載のとおり公共料金統一という形でもう市内統一化を図らせていただこうという流れでございます。

現在、山手地区、清音地区につきましてはもう公共料金統一化を平成21年に済ませているところでございます。残りの旧総社市だけを今回料金改定で公共料金に合わせるという動きをさせていただくところでございます。

最後の④になりますが、今後のスケジュールを記載させていただいております。前回のときにも若干スケジュールは概略をお伝えしたとおりでございます。そこと日程的には変わっておりませんが、一応1月中において検討委員会の審議取りまとめを行い、併せて市長のほうへ意見書として提出する予定でございます。2月には産業建設委員会で再度今日のような内容のものについて御報告をさせていただく予定しております。あわせて、2月の定例市議会においては、そこに記載の三つの条例の改定案を、一部改定でございますが提出させていただく予定でございます。

次に、3ページとなります。御覧ください。

これは、第2回当日の資料を抜粋したものでございます。これが一番分かりやすいかなということで入れさせていただきました。県内15市の料金等の比較をさせていただいているところでございます。黄色のところ、上・下水道ともに一緒にございますが、黄色の部分が現行の単価を表記しております。これにつきましては、上水道については1箇月20トン使用の場合、下水道については2箇月で20トン使用した場合という表記が区別がつきますが、その点について御注意いただいて御覧いただけたらと思います。ともに県下でも一番下のほう、特に下水道はもう一番下のほうになるというふうなことでございます。これにつきましては、先ほどの0トンから20トンの使用水量に対して単価を持ってないということが大きく影響しているというふうに御認識いただけたらと思います。

それと、それぞれ赤い棒グラフになっておりますが、字が小さくて申し訳ありませんが、それぞれの3パターンの案をそれぞれ単価に落としたところの県内の想定料金でございます。

それと、下水道にのみ記載がありますが、緑色の棒グラフがあろうかと思います。下水道は先ほど来から御説明してるとおり100%を切った、もうマイナスの運営の中になっております。これを100%にしようと、上水道のように100%にした料金体系にしようと思うとそこに記載のとおりの単価が必要だということで、見比べるために下水道のほうは載せさせていただいているところでござい

ます。

最後ですが、最終ページ4ページになります。現行の料金がじゃあどういう単価で計算してるかということで、一応現行の料金体系のみを載せさせていただいてるところでございます。1番上が上水道の料金、下段からが下水道使用料で、2種類制を持っておりますので、公共料金の単価をもって計算するのが上段側、それと先ほど改定を進めようという旧総社市の農業集落排水につきましては下段のほうの単価をもって今現在計算しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、非常に恥ずかしいんですが、よく分かってないので、資料6の1ページの料金回収率100%以上を維持するという欄があるじゃないですか、個別事項の。こここの改定案の20%、25%、30%とかあるのは、これは何の20%、30%なんか、実はよく分かってなくて、すみません、こここの説明をお願いします。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

失礼いたしました。パーセントにつきましては、令和6年度実績の数字に対しての増額パーセントでございます。ある程度こここのパーセントを目指していこうということで提案させていただく予定でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

（「はい、承知しました」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、先ほどのパーセンテージのことについてはよく分かりました。ありがとうございました。

それで、下水道について伺いたいんですけれど、要は下水道の使用料も引き上げなければならぬ、このことは理解をしますし、その方向になろうかと思います。できるだけ一般会計からの繰入金をなくしていこう、そういうことだと思うんですが、結局これ下水道も上水道もそうですが、管路老朽化すると替えていかなければならなかつたり、あと浄化設備等もまたしていかなければならぬ中で、そういう計画にもこの料金のアップで将来的に賄えていけるものなのかとか、あと私がちょっとこれは難しいのかもしれませんけど、我々のところのように、要は下水道が通ってないところは合併処理浄化槽を入れてるわけじゃないですか。今後その下水道管を本当に直していく、老朽管を替えていって浄化設備を新しく更新していくことと、逆にもう合併処理浄化槽

を今後は利用していただくということを比較検討ということはしたことはないし、する必要もないぐらいやっぱり費用が違うとか、何かそういうことがあるんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

まず、ちょっと順番が逆になりますが、もともと今下水道が通ってない場所につきましては、一応事業計画は下水道課は持っております。その中では今広範囲に公共下水道を広げていくという計画はありますが、実際のところそこがいつというふうなところはまだ想定できないほどの事業費がかかりますので、順次広げていってるところでございます。現在は三須のさくら団地のところを順次広げていってるというところでございます。

もう一点、その事業計画は事業計画として国のはうが今10年概成というもので示されているものがあります。これは県のはうが定めた計画でございますが、その中において一定の期間というのがもう令和8年度になってしまいますが、の時点で公共下水の拡張については補助金は打切りというふうなところを示されてるところでございます。一方で、浄化槽についての御質問もあったかと思いますが、浄化槽系の設置区域についても全国の中では区域の見直しを行って、浄化槽の区域にしていってるというところも耳にしてるところでございます。地震とかいろんなものの想定の中で、浄化槽の必要性、それから災害を受けてからの修繕に至るまでの期間を想定すると浄化槽が一定の内容で見直されてきたというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、料金についても聞いたんですけど、だから今回料金をアップした上で、要は浄化設備とかも要は汚水処理施設の更新もしなければならないわけですけど、それも本来この公営企業会計でするわけですが、それがじゃからこれの料金アップで何年後にはここの施設を改修するというのを賄えていくというふうに計画がされているという理解でいいんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 大変失礼いたしました。この料金改定につきましては、現在下水道におきまして施設の更新をもう始めさせていただいてるところでございます。総社下水処理場を平成21年度から改築に向けて大規模改修を行ってるのでございます。こちらについてストックマネジメント計画というものに乗って進めているところでございますが、これが今現在10年先までの想定の中での改築を進めてるというところで、今回の料金改定につきましては先ほど御報告させていただいた令和12年までの内容、5年間の内容の計画を持って料金改定、適正なもの料金を計算させていただこうというものでございますので、5年後につきましてまたその計画にのっとった適正な料金というふうにまた改めて御審議いただく機会があろうかと思います。今回の料金改定につきましては、今の現状の計画にのっとった経費を算出して使用料を算定させていただくという流れでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。理解いたしました。

最後にもう一個僕が聞きたかったのが、要は合併処理浄化槽をもう設置したほうが新たに水道を埋設というか布設していくよりは実はいいんじゃないかということが言えるんじゃないかと思うので、今後下水道を整備していくたり老朽した下水道管を更新していくのと、実際に合併処理浄化槽を設置していただいてそこに補助金を打つというような形が、今でも補助金はありますけど、そういったほうがいい、どっちがいいという比較はされているのかなということを尋ねてみました。どっちになったらこんくらいで、どっちになったらこんくらい、だからやっぱり下水道管本管を引いたほうがいいんだよなのか、いやもう本管を引かずに合併処理浄化槽を各家庭でやってもらったほうが実は安いし維持管理が市としても要らないんだよとか、そういうことの検討は比較をされているのかなという質問をさせていただきました。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 失礼いたしました。一応下水道の区域というのは、人口が集中した都市部になっております。人口の多いところというのは経費的には大丈夫でございます。どちらかというと安くなります。浄化槽につきましては個別設置の中で単価を出していくことになるんですが、一応単純に集中してたる都市部の公共下水と、それから個別の浄化槽、単価を見比べてはおります。それにつきましては、あくまでも全てを積算した形でございますが、公共下水のほうが若干安いというふうなことは、1年間でかかる経費は算定してたところでございます。これはもう個々の家によって浄化槽は経費が別々でございますので、一概に何とも言えないところはあります。

以上でございます。

都市部は安いです。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、聞いていることが若干違っております。要は維持管理を市がしていく上で、要は公共下水道管が老朽したり人孔マンホールが傷んだりしてやり替えていかなければならないじゃないですか。それをやり替えていく、下水道になると当然掘り方は当然深くなるし、工事自体も勾配をきっちり取らにやいけんから、本当工事は難しいし、上水道のように簡単じゃないんで、それをやり替えるのと、実は浄化槽を設置したほうがやり替えるよりは安いんじゃないかな、その後の維持も簡単なんじゃないかというようなことを尋ねてみた。そういう比較をされたことがあるのかなと思って聞いてみました。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 すみません、答弁が悪くて申し訳ありません。比較はさせていただいてるところで、比較というて単価を出した先ほどの説明の流れになってしまいますが、実際に委員が言われるとおり思われるとおりでございますが、公共下水道のほうがいろんな経費を積算すると割

高になろうと思います。浄化槽につきましては個別のものの支払いになりますが、実際のところ工事とかいろんなものを積算すると浄化槽のほうが安くつくというふうに認識しております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ありがとうございます。なので、今現在実際にもう下水道が配備されているところを浄化槽に変えていくというのは現実的ではないと思うんですが、今後広げていくことを考えているところは、やはりそこをよく比較検討して地域住民の方にも御理解いただいた上で、ただトイレの環境とかというのはもう本当に今は絶対的に水洗じゃないともう困るので、ただ古い家はなかなか浄化槽を入れるスペースもなかつたりして苦しいのは分かるんですが、せめて新しいおうちの場合にはもう浄化槽を設置していただくほうが、実は市としてもおうちの負担としてもこうなんですよという説明で、そういう方針のほうがいいのかなという思いからこの質問をさせていただきました。比較検討されているということで、それを踏まえた上で今後の計画を立てていっていただけというふうに理解します。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御意見ありがとうございます。今後、管を延ばすとかというようなことがありましたら、新たな地域につきましては地元の説明を踏まえた上で話を進めさせていただこうと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 すみません、最後に。料金回収率、これはコストに対しての回収率だと思うんですけど、実際の未納みたいな話のほうの料金の回収というのはどんなもんですか。未納分があったりとか払われてないものがあったりとかという。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の御質問にお答えいたします。

未納、俗に言う滞納という形になろうかと思いますが、実際に単年度の収納率でいくと、もう95%、上下水ともに超てる状況でございます。あと複数年かけて今収納につきましてはお客様センターのほうへ委託してあるところでございますが、しっかりと滞納整理も行っていただいているところでございまして、最終的には98%、99%というふうなところまでの進捗率でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 あともう一個、下水道のほうの65.34%しか回収率が出ないというのは、これはもう完全にあれですか、料金が安いのもあるんですけど、手間がかかってしまっているというところで理解が合ってますか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

経費回収率につきましては、実際に汚水を処理するために必要な経費という積算に対して、使用料で本来負うべき経費を出しますので、使用料の差を出したものでございます。

実際に差が生まれている要因といたしましては、料金改定がもちろん長年改定できてないものが一番大きな要因でございまして、あと昨今でいきますと経費部分、物価上昇に伴う人件費、あと資材費等の高騰によって差がだんだん広がってきたというふうなことでございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 この料金改定でマックス25%上げることによって、結構な具合で回収率が上がるという判断でいいんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 もちろん回収率の改善にはつながります。経費に対して使用料が増えてまいりますので、回収率は上がるんですが、使用料の回収率という皆さんに納めてもらう回収率というのは別物でございますので、すみません、ちょっと表現が分かりにくくて申し訳ありません。それはあの徴収率という表現で事務局側は使わせていただいているもので。

(「65.34%よりもっと上がるのか」と呼ぶ者あり)

○角田琢美下水道課長（続） 65.34%からはもちろん上がります。

(「25%上げるとどれくらい回収率が上がるのか、ということ」と呼ぶ者あり)

○角田琢美下水道課長 失礼いたしました。

よろしいでしょうか。すみません、ちょっと間を取ってしまいまして。

仮に15%で御説明いたしますと、こちらの65.34%が76.5%に回復するというふうな内容でございます。あと20%は79.5%、25%につきましては82.6%まで経費回収率が改善になるということでございます。失礼いたしました。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 最後です。これが65.3%って今なつとる状態で、これって管の補修とかという部分の改修費がでかいとか、そういうことがあつたりするんですか、それともただ単に経費が上がっているから低くなってるという判断、どっちなんですか。新しい管もそうですが、今まで老朽化した管を直してから経費回収率が低いということなんですか、それともさっき言われたみたいに物価が上がったからこの率なんだという話、どっちが大きいんですか、それだけ教えてください。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の再度の御質問でございます。

経費の中については先ほど大まかな計画はお伝えいたしましたが、その計画の中に管路の構成ですね、修繕していくというふうなものは持っておりますし、現在調査を毎年しながら不具合につき

ましても修繕をしているというところで、その経費につきましても含んだ中での計算をさせていただいているところでございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 例え……。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 失礼いたしました。経費の中に今委員がおっしゃられたものは含んだ内容で、ストックマネジメントの計画の中で進めさせていただいているところでございます。経費の中で含んでいるところでございます。

経費につきましては、改築のほうが経費的には高くつくということでございます。失礼いたしました。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようあります。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(5)工業用水の切り替えについて当局の報告を願います。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 続きまして、報告事項(5)工業用水の切り替えについて御説明させていただきます。

資料の7を御覧ください。

最初に、工業用水の特徴というのを説明させていただきます。

工業用水につきましては、事業体でそれぞれの処理方法も異なりますけども、通常は水源から得られた原水を普通は1次処理したものです。しかし、飲料用、飲用水となる浄水とは異なり、浄水処理というものを行わないため、その分低廉な料金で供給できるという特徴がございます。これによりまして、大量の水を必要とする工場でのコスト削減と、産業それから地域経済の発展に寄与してきたというところでございます。

総社市におきましては、昭和63年に給水量、日当たりですけども4,000m<sup>3</sup>として東団地の協同組合ウイングバレイのほうに供用を開始し、現在19事業所に給水をしているという状況でございます。しかし、需要水量の低下によりまして、平成22年より契約給水量、いわゆる責任水量と申しますが、日当たり2,000m<sup>3</sup>に変更しているという状態でございます。責任水量と申しますのは、1日当たりの使用水量を契約水量で定めまして、使用水量がこの範囲内であれば使用水量にかかわらず契約水量で料金を支払っていただくという制度です。2,000m<sup>3</sup>を使っていなくても、2,000m<sup>3</sup>相当のお金を頂くというものでございます。

そうした中、協同組合ウイングバレイ側のほうから正式に工業用水道から上水道に切り替えたい

という要望を受けたところでございます。理由としましては、要望理由として記載しておりますが、使用水量が契約水量を大きく下回っていると、それから自動車業界においての見通しが不透明、それから既存の工業用の送配水管等を更新した場合、コストが見込まれるということで、管路については今後法定耐用年数である40年を迎えるに当たり大きな費用が生じるということで、使用料に結局はね返ってくるということで、上水道のほうに切り替えたいという内容でございました。

次に、下側になります。工業用水道の現況ということで御説明させていただきます。

使用料単価としましては、1m<sup>3</sup>当たり45円ということになります。契約水量を超える場合は超過料金として1m<sup>3</sup>当たり70円ということでございますが、令和6年度においては1社も超過料金となつたところはございませんでした。

その下に過去10年分の年間給水量の推移を棒グラフで表示させていただいてます。契約水量の約4分の1の利用にとどまっているという状況でございます。1日平均で申しますと、一番下側になりますが、令和元年以降はもう500m<sup>3</sup>を下回っているという状況でございます。令和6年度が全体で15万5,000m<sup>3</sup>ほどでしたけども、一番多いときは平成3年度では約33万m<sup>3</sup>の供給、配水をしておりました。半分以下に現状としてはなつてているという状況でございます。

次のページになりますと、施設等の整備というところで、昭和63年に供用開始しておりますが、昭和61年度から取水井、それから送配水管ですとかそういった配水池、そういったものを整備しているという状況でございます。こうした中で送配水管のほうが40年を迎えてくるという状況でございます。

その下に西団地への配水方法ということで図面のほうをつけさせていただいてます。図面の右側の青い丸のところが富原の水源地というのがあります。新総社大橋を渡ってすぐ右手側になるんですが、ここが水源地です。それから、赤いところが管路でずっと行きまして、左側の下にある赤い丸が工業用水道の配水池というものになります。

一応こういった現況でございますが、最後としまして今後の方針ということで書かせていただいてますが、事業者側である協同組合ウイングバレイのほうからも今後の工業用水の需要の見込みは低い、増えることはないだろうというような話があります。それから、施設更新への多額の費用を要することをやはり勘案すると、上水道への切替えを市としても進めていただくのがいいんではないかと考えております。市としても十数億円、莫大な金額を払って今後40年は料金で回収していくかなければなりませんので、その辺を踏まえると市としてもここで切り替えるという要望に沿つたもので市としても対応させていただくのがいいんではないかと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、ありがとうございます。ということは、工業用水の給水設備とか供

給設備はもう取り壊してしまってなくしてしまうという方向でこの先進んでいくということなんでしょうか、どうでしょう、お伺いします。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 大月委員の御質問にお答えさせていただきます。

工業用水道施設については、基本的に最終的には水道事業のほうに引き継ぎたい、引き継ぐ格好で、補完施設というか予備施設として使えないかということで今考えております。西側のこの富原の水源地のほうも水質が非常にいいものですから、万が一のときには災害時なんかのときにはこれを有効利用できるのではないかと今考えてまして、一応すぐに全てを撤去とは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。ありがとうございます。ですから、例えばこの先協同組合ウイングバレイでもうちょっと工業用水が必要になりましたよと、今後必要になるというふうなことにはまた再開が可能というふうな、そういうことでよろしいですか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 太田委員の再度の御質問にお答えします。

工業用水道を再度使えるかという御質問でございますが、一応これは国のはうから認可を受けた事業でございまして、今で申しますと経済産業省の管轄になってきますので、よほどの今後利用見込みを計画で出せるんであればまた再開ということもあるかもしれません、基本的には再開というのは今のところないんではないかと考えています。一応施設自体は残りますが、再度工業用水道ということには一応ならないだろうと今思ってます。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 今のお話を受けての一つ質問なんですけども、これって協同組合ウイングバレイって大体自動車関係の部品を作られてますけども、そのニーズがなくなったからといってこの工業用水を止めてしまうと、例えばあそこの協同組合ウイングバレイの西が例えばほかの企業が入ってくることを考えたりとかしているのかどうか。自動車工業だけじゃない、例えば電子部品であるとかほかのものを入れていくという、完全にもう協同組合ウイングバレイは自動車しかしないんだという方針で考えとかしてはいるのかどうか、ほかのものも入れていこうと考えているのか、それによって判断が変わってくるとは思うんですけど、その辺もう自動車業界EVにのまれて総社市の税収も減ってみたいな話をシミュレーションさりょんか、ほかのものを入れていくかというところを教えてください

い。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 太田副委員長の御質問にお答えいたします。

業種を変えてというような話は今のところ協同組合ウイングバレイ側のほうから聞いておりませんし、府内の担当部署にも確認しましたが、別の引き合いとかそういったものは今のところないというのを確認はいたしております。

本当に大きな負担を伴う中で、企業側とすれば恐らくリスク回避の一つとして今後40年間を約束した料金を払わないといけないことを考えると、やはりそこは経営判断の一つとしてそういう判断をされたんではないかと考えております。これ全社に確認は取っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 なんで、例えばほかの企業をもし誘致するようなことがあるんであれば、この工業用水の施設自体を存続していくのも一つかなと思つたりもするんですけど、分かんないですよ、もう部品も世界中でいろんな個別に作つて組み立てて、三菱車だけの部品を作つてゐるわけじゃないと思うんで、その辺がどういうふうな流れになるか分かんないですけど、この要望理由からしても例えばもう部品を作らないけれども別のものを作るといったときに、これを廃止してというのは、例えば新しい企業が、結構企業側が選ぶのに水がちゃんと出るとか出ないとかというところもあると思うんですけども、そういうところも考えてられるのかだけ教えてください。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 施設をそのままに例えばして、じゃあどこかあった場合にというようなのも確かに考えられるんですが、その間基本的に維持しないといけないものがあります。工業用水道事業については基本的に使用料金で賄いなさいという決まりがございます。ですので、その間例えば5年10年空いた場合に、その間市がずっと例えば維持といったことになれば、工業水道事業会計予算も最終的には切り替えると精算して廃止する格好になるんですけども、その会計を残して何か補助金だけ頂いた格好で維持管理のお金だけはかかるというもので、なかなか経済的にはどうかなというのあります。

実際、この料金というのは今の水道の料金の単価と比較すると約3分の1でございますが、更新すると今責任水量って2,000m<sup>3</sup>と説明しましたが、これはもう解消させてもらわないといけませんので、今の料金をさらに上げる格好になります、更新してしまうと。管路を更新するということは40年今後法定耐用年数を考えるとするということは、水源地、それから配水池、それもこの間に更新していくといけないといふ話になります。こういったことを考えると、次に入ってこられる企業を変えられたものかも分かりませんが、その中で同じように今の現状体系のままでの工業用水道の利用というのはなかなか難しいんではないかと考えておりますし、協同組合ウイングバレイのほうからもそういった話は今のところございません。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 であれば、例えば今のは維持管理がかかるない状態で置いておいて、例えばそういう企業が来たいといった場合に再開することとかは可能なんですか、工業用水として使うような施設が再利用とか。もしくはそれをするんであればもう一度ゼロから作り直さにやいけないとかという、その辺はどんな感じなんでしょうか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 基本的には上水道で対応していただきたいとは思っております。ただ、また別の、どこかに大きな団地ができるというような場合があつてどうしても工業用水道という話があれば、またそのときに多分今後の計画、収支面ですとかいろんな条件を全てクリアして認可がもらえれば再開ということはありますが、今の現状の今の場所でそのままというのは基本的には考えておりません。

ですので、すみません、工業用水道事業は切り替えると経済産業省のほうに今度は廃止の届けを出すようになります。それで精算していくことになります。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、要はというか工業用水を廃止して上水道を使うということなんですが、今でも各社にいわゆる上水道が通っていますよね、確かにね。でも、それって径が小さいですね。工業用水があるから要は上水道もそんな大きい本管が通っていないんじゃないかという気がするんですが、それはもう十分対応可能なんですか。例えば100の管が1本通つとるぐれえじやあ、協同組合ウイングバレイの中であちこち枝管が通つたら当然ですけど水圧が足りない、水が足りないということになるんで、それは結局上水道とはいえ新しい本管をまたいけるとかということになるんですか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えします。

工業用水道とは別に上水道のほうも協同組合ウイングバレイの中に当然ございますが、確かに口径がかなり小さいもので、これを廃止を進めていきますと、切替えを進めていく中で管は太いのに当然更新をかけていきます。それをできれば令和8年度から予算化して進めていきたいということで、最終的には工業用水道事業会計の剰余金等を用いて結局太くしていくことでござります。各社また給水管というか管もそれ違いますので、その辺もお聞きしておりますので、そういったところに対応できるように順次進めていきたいと思っています。当然管は太いものに替えていきます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、私が今よく理解できなかっただけで、同じようなことを聞くかもしませんが、だから本管をいけるわけですね、じゃあない、今現在工業用水があって仕事には使っています。そうじゃない例えば流しとかもあるから、それは上水道を多分使ってるんだと思うんです、水の質が違うから。だから、その上水道だけじゃ足りないから、そもそも要は取り出しから先の話じゃなしに本管自体が細かったら当然水量は足りないんだと思うので、その本管を新しくいけるということなんですね。そのいけるのに結局会社が工業用水道を新たに更新するよりもお金がかからないようにするために出してくれるんですか、自分のところで出す、それともあくまで工業用水道会計で出すんですかというのを、僕今ごめんなさい理解できなかつたんで、もう一度お願ひいたします。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の再度の御質問にお答えします。

本管部分をいわゆる太くして更新していきます。その費用については、基本的に工業用水道の会計のほうで負担はしてもらいます。工業用水事業会計のほうでの負担を最終的には求めます。当然今現状で足りてるものが、今度工業用水道をやめて今度補足しないといけないんで、その分の費用は会計上からもらうようにしますし、万が一今の剩余金等の中で回らない場合は協同組合ウイングバレイのほうで負担という話も今協議しているところでございます。場合によったらかなり口径大きいですからかなり費用は高くなりますので、その費用についても協議をしてるという状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。繰り返しの確認になりますが、基本的には企業会計で賄うんだけれど、足が出た場合には、出そうになったら、協同組合ウイングバレイの各企業から負担していくだけという計画で進めますということですね。承知をいたしました。

もう一点、これは上水道課長には酷な質問になるかもしれないんですが、要は工業用水道を上水道に切り替えるということですね。上水道は貴重な生活用水であり飲料水なので、農業用のかんがい用には使わないという方針が示されたような気がするんです。検討はするけれど、基本的にはかんがい用には上水道を使わない、貴重な飲み水、生活用水であるという答弁がなされたんすけれど、でも工業用には平気で使うということでよろしいんですかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

上水道は飲み水、飲料用ということでございますが、工業用については工業用水道事業に基づいて工業専用の水道ということで給水してたわけですが、最終的には上水道のほうに切り替えるこ

と、統合することによって幾らか容量は増えるし、予備的な機能も備えてますので、一番である上水道、飲料用にという考え方でございます。災害時等でやはり一番大事になるものですので、まずは飲み水用に予備的に使いたいということでございます。渴水用については、ここでは控えさせていただきます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 当然かんがい用水として使用できるできないは上水道課長が今答弁できることではもちろんなくって、それは分かっているんですけど、かんがい用には使えないけど工業用には使えるんだなと思ったので、あれだけ生活用水、貴重な飲み水って答弁されてたのに、そこはいいんだなど。だから、これが何が問題かって、要は今年の渴水って県北新見市のほうとか結構雨が降つてたので、高梁川の水は全然あつたんですよね。ただ、池の水がなかったから、池水で農業を営んでいるところが非常に渴水に苦しんだということなんです。これがでも全体的に本当に雨が少なくて、それこそ平成何年だったか、一桁年だったと思いますけど、岡山市、倉敷市は断水して時間減圧をしてというようなことがあったと思うんですけど、ああいうふうになった場合には生活用水である上水道全体がもう減圧されたりすることになると、工業用で使ってるものも減圧されるということになるんですか、そういう理解でいいんですかね。それで本当に操業がきちんとできるんですかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えします。

平成6年に大きな渴水というかあったと思いますけども、そのときにはでも総社市においては同じ工業用水道、左岸と右岸と違いますが、基本的には水質と水源は同じでございまして、水質はいいもの、いいというか状態はいいんですが、そのときには特に渴水というかそういったことになつたとは記憶しておりません。倉敷市などでは確かに大きな断水というのは記憶しておるんですが、そのときにも採水ができなかつたというのは記憶してないんで、操業に困ったとか、そういう話は記憶ないです。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、若干かみ合つてないんですけど、それはそうなんです。私も倉敷市にその当時仕事に行ってたんで、おめえは総社市じゃけ水が止まらんのじゃけ残業せえと言われて残業しようたんですけど、皆さん早う帰つて先輩は。それは置いといて、総社市も当然水が足りなくなつて減圧せざるを得なくなるぐらい渴水になることは考えられるんじゃないかなと思ったときに、要は両方とも減圧されるということになるんですよね、生活用水も工業用水も両方、だから工業用水じゃないんですから、上水道なんで、一律減圧されてしまうということになるんですよね。その減圧された状態にもしなつても、各会社、工場は減圧された状態の水でも操業には問題がないんですよね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 もしそういったことで渴水時等に減圧してという話はございましたが、そうなった場合はもう同じように制限はかかると考えています。ただ、今のところそういった状況までになってなかつたという状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、私が心配しているのは、要は減圧とかされて工場がその水圧じゃ操業できないよといったときに、水がなかろうが、圧を下げるなというようなことを言われて対応せざるを得なくなるようなことにならないのかなという心配をしているだけでございまして、実際会社自体もでも操業をするかできないかというのは非常に問題があると思うんですけど、そういうところまで踏まえて協同組合ウイングバレイとかはこの協議に乗っていらっしゃる、そこまで想定されてるのかなということを確認させていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の再度の御質問にお答えします。

渴水というか災害時も含めてですけども、今度上水道に切り替えた場合には今度は例えば断水の場合もありますということは、それはもう承知してますということで確認はいただいてます。工業用水道の場合は、災害時以外であれば基本的に例えば法定耐用年数を超えたようなものを使った状態で万が一断水すると、多分市の責任になって、ラインを止めていただくというようなことになると補償問題になりかねない。そういったことも含めた上で切り替えたいという話でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時2分

再開 午後2時13分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(6)第3次総社市環境基本計画等の策定について当局の報告を願います。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 報告事項(6)第3次総社市環境基本計画等の策定について御説明いたします。

資料No.8を御覧ください。

まず、環境基本計画の策定の背景と目的でございます。

環境基本計画は、環境基本法第15条の規定に基づき国が定める環境の保全に関する基本的な計画

に沿って策定するものでございます。本市におきましては、平成30年度に第2次総社市環境基本計画を策定し、環境保全に関する各種施策を推進してまいりました。

本年度は現行計画の最終年度であるとともに、市の上位計画である第3次総社市総合計画の策定年度にも当たります。そのため総合計画との整合を図りつつ、環境面から市政を推進するため、新たに第3次総社市環境基本計画を策定するものでございます。

次に、策定する計画とその位置づけについてでございます。

今回策定するのは大きく二つの計画でございます。

一つ目は、先ほど申し上げました第3次総社市環境基本計画で、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間を予定しております。

二つ目は、総社市再生可能エネルギー最大限導入計画でございます。この再生可能エネルギー最大限導入計画は、総社市環境基本計画に内包される地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基礎資料として位置づけ作成するものでございます。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは、地域の特性に応じた温暖化対策を推進するための計画で、公共施設の省エネルギー化、市民、企業、学校などとの連携による地域ぐるみの脱炭素化を促進するための計画でございます。

図に示しておりますとおり、本計画は国及び岡山県の環境基本計画を上位計画とし、総社市総合計画との整合を図りながら総社市環境基本条例第9条の規定に基づき市の環境保全に関する施策全般を定めるものでございます。また、第3次総社市環境基本計画におきましては、ゼロカーボンシティ総社の実現を目指し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包した計画として位置づけております。

これらの計画の策定に当たりましては、総社市環境審議会を3回程度開催し、計画案の内容等について御審議いただく予定でございます。総社市環境審議会の委員は、岡山大学学術研究院の先生をはじめ備中県民局環境課、公益財団法人岡山県環境保全事業団などからの委員9名で構成を予定しております。

次に、今後のスケジュールについてでございます。

第1回総社市環境審議会を今月25日に、第2回を12月下旬に開催する予定です。1月には総社市再生可能エネルギー最大限導入計画を策定し、2月に第3次総社市環境基本計画案をこの委員会へ報告の上、パブリックコメントを実施する予定としています。その後3月下旬に第3回審議会を開催し、3月中に計画を策定する予定でございます。

なお、現在総社市再生可能エネルギー最大限導入計画に係るアンケート調査を実施しており、10月末を締切として市民1,500件、事業者100件を対象に実施したアンケート結果を現在集計しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、アンケートを実施しとったというのを知らんかったんが恥ずかしい限りですけど、それはまあ置いといて。

ここで気になるのが、再生可能エネルギー最大限導入計画というのが非常に気になるんですが、どういうことを目指してますか。再生可能エネルギーというだけでもかなり限定されるとは思うんですけど、具体的に最大限導入するんですから、かなりなことを考えているのかなと思うんですが、それこそ途中で太田副委員長が秦の池でソーラーパネルを浮かべるんだみたいな話がありましたけど、そういうことも含めてそういうことを促すという計画なんですか。この最大限導入計画というものが具体的にどういうことを思っているのかをお示しください。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに名前はすごい計画になっているんですが、これは国の計画に沿った名前でございます。それから、再生可能エネルギーということで、委員御指摘のように太陽光も可能性の一つではございますが、決してメガソーラーを推進していくとかというものではございません。総社市において脱炭素化社会に向けて何ができるかというものをこの中で資料としてうたっていくようなものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、揚げ足をとるようで申し訳ないんですが、ということはこれはうたってみるだけで、特に何もしないよということでいいですか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 ゼロカーボンニュートラルに向けて何ができるか、どういう可能性があるかというものをうたうものでございまして、どこどこに何を設置するとかという計画ではございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 国が示しているものであるからそれに倣うのであって、具体的に何もまだ計画はないよ。ただ、しなければならないからうたってる、しかないんだと思うんですが、もし仮にソーラーパネルであれば、当然昨今メガソーラー自体が問題になってますし、それに伴う開発行為、昔は山を切り開くにしてもパネルの面積ではなく足場の面積だからほぼ開発は自由にできてしまうみたいな話をしたこともあるんですけど、そういったことも含めてゼロカーボンを目指すがあまり自然環境を破壊するということが起こり得るというか日本全国で起きているので、それだと本末転倒になろうかと思います。だから、こういうことをうたうとやっぱりじゃあこういうことに力が入って総社市ではこういうことがやりやすくなるんかというふうに考える人も出てくると思うので、

そういう誤解を生じないような内容にすべきではないかなというふうに思います。

提案ですけれど、再生可能エネルギーの中で使用済みの天ぷら油であったり、もちろん使用期限が過ぎて使用してない天ぷら油であったり、そういう廃油の関係とかを回収してジェット燃料に精製するとかといったようなこともありますし、そういった取組もできるのかなと。それだとそう環境破壊は起きないのかなと。景観保護条例も結局上位法があるからといって総社市では制定は検討するけど全くされてないと思うので、そういった要は本末転倒なことにならないように気をつけてこの計画は進めていただきたいというふうに思います。

加えて言うなら、私はこれは今地球が本当に温暖化しているのか、温暖化自体本当に悪いことなのかというふうなことさえ思っている人間なので、46億年からの歴史の中でほんの一瞬のことを今言ってるわけですから。私はそういう立場で物を言っていますけれど、本当にこの再生可能エネルギーを最大限導入するというのが正しいことなのかどうかというところさえ、私はうがった見方をしなければならないと思っているので。今の御答弁ですと、特に具体的なことはないということだったんですが、できるだけ本当に自然環境を破壊しないようなものにしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のように環境破壊とかを起こさないように努めてまいりたいと思いますし、御提案いただいた内容についても検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 この最大限導入計画でございますが、温室効果ガスの排出量の現状を把握するというものにも使う予定でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「私は」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 質問をさせていただきます。

この基本計画に沿っていろいろと検討が必要というふうなお話ではありますけれども、これは例えば国のはうから環境の目標数値とかは提示されておって、この範囲内で何とか努力するよう検討しなさいとか、そういうふうなことが言われると動きになるのか、それとも今説明いただいた市の中で最大限努力したらこの程度の削減とか環境目標になるんですというような話の下で、それで何か活動していくということになるのか。

また、それともう一つなんですけれども、例えば各企業代表とか事業所とか、それから市民の方にもこの審議会に参加していただくということは、市民の方とか企業、事業者の方にもいろいろと

協力をお願いするというようなそういうふうな話になるんでしょうか、お教えいただけたらと思います。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 大月委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、国からの目標数値ですが、これは具体的には何%とかというものは示されておりませんが、国そのものが2050年カーボンニュートラルを進めるということをうたっておりま

す。次に、審議会の中の各委員でございますが、協同組合ウイングバレイとかにお願いはしておりますし、市民の方も入っておられます。いろいろな御意見をいただくとともに、やはり環境施策、一人一人の節電とか省エネルギー、そういう意識も大切になってきます。その辺も踏まえて学校のほうにも入っていただいておりますので、広く子どもたちや市民に向けてのアピール、教育をしていきたいということでそういうメンバーを入れております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。要は2050年に向けてカーボンニュートラルですから、出と入りの炭酸ガスがゼロになるようにというふうな一応目標が示されとてという動きの中の活動というふうな形で今理解しましたけれども、ただ今言う2050年までの間にプラス・マイナス・ゼロの炭酸ガスの排出、吸収というのはなかなか難しい目標だと思いますけど、これって実際本当にどうなのかなどというところがございますけど、実現の可能性は、今の段階では難しいかもしれませんけれども、どうなんでしょう。めど的の部分として今お考えのところをお知らせいただけたらと思います。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 大月委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

とても難しい目標ではあると考えておりますが、それに向けて総社市も協力していきたいと考えております。

それから、先ほど質問いただいた、計画自体に協力を促すものかということでございますが、具体的に協力をお願いするものではなく、こういった形で省エネルギーとか節電等々できるのではないかというものをうたっていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。一応そういうふうなお考えの下で活動を進めていくというふうなことが理解できましたので、ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、懸念があるのでお願いで、できるかどうか分かりませんが、やはり

そうはいってもこの第3次環境基本計画を策定するに当たり、この再生可能エネルギー最大限導入計画というのが文言として載るわけですから、やはりこういうところに关心を示して何かしようというところが出てくることは十分考えられると思うんです。なので、やはり環境保全条例的なことを、それが条例じゃなくてもいいんですが、何かしらそういう開発をするときに周辺環境に十分な配慮であったり地元住民への十分な配慮というものを求める何かしらがあってもよいのかなと思うんですけど、そういうものを策定、併せてするようなお考えは現時点ではないんでしょうけど、今後策定していきませんかという質問したら課長にはつらいんですけど、どうくくればいいのかな。でも、そういうことでございます。すみません。

○加藤保博委員長 休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時33分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、総社市のはうは環境基本条例を制定しております。今回の再生可能エネルギー最大限導入計画につきましても上位の環境基本計画の中に総社の自然を守りましょうとかといった文言もうたってまいりますので、当然再生可能エネルギーありきだけではなく、環境そのものを守りましょうというのが環境基本計画の大前提でございますので、その辺のはうは十分配慮して考えていくたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時34分